

# Kodak Health, Safety, and Environmental (HSE) Specifications for Products, Parts and Packaging

# 製品、部品、包装に対する コダック 健康、安全、環境(HSE)基準書

目	次
1.	目的2
2.	適用範囲2
3.	サプライヤーの責務2
4.	定義4
5.	電気電子機器の要件7
6.	成形品の要件11
7.	化学製品の要件14
8.	包装材の要件17
9.	Appendix20
	Appendix A -電気電子機器:使用制限材料20
	Appendix B -成形品:使用制限物質20
	Appendix C –化学製品:使用制限物質22
	Appendix D -包装材:使用制限物質23
	Appendix E –ケミカル アブストラクト(CAS)番号を含む詳細化学品リスト24
	Appendix F –重要なコンポーネントの安全トレーサビリティ要件35
	Appendix G –包装材の参考事項36
	Appendix H –包装中の重金属のテストとサンプリングの手順37
	Appendix I –改訂履歴38

### 1. 目的

Eastman Kodak Company (コダック) は、コダック社に供給される製品が、製造、流通、および販売中に適用されるすべての法的要件を満たすことを求めています。 またコダック製品の環境への影響を低減するために、それに加えたコダック独自の要件も満たす必要があります。

この EKSP-2285、コダック 製品、部品、包装に関する健康、安全、環境 (HSE) 仕様は、サプライヤーへコダック製品の要件を伝えることを目的としています。

本仕様書は定期的に改訂されますので、サプライヤーは最新の仕様書の内容をwww.kodak.com/go/hsesupplierで確認頂きますようお願いします。

また、直近の法改正内容がある場合は、その内容が最新仕様書に含まれない場合もありますので、この点は考慮をお願いします。

コダックに納入される部材などに適用される特定要件の詳細を製品要件仕様書(Product Requirements Documents (PRD))や設計図またはその他文面で説明頂くことも可能です。

サプライヤーへのコダックからの要望の追加内容は、HSE サプライヤーパフォーマンス スタンダード www.kodak.com/go/hsesupplier に書かれています。

#### 2. 適用範囲

**EKSP-2285** は、生産地域に関係なく、コダック社に供給されるすべての製品およびこれらの製品の製造に使用される物質に適用されます。製品仕様はコダックおよび非コダックブランド製品に適用され、製品のタイプ毎に決められています。

**EKSP-2285** は、次のタイプの製品の HSE 要件について規定しています。

- 電気電子機器製品
- 成形品
- 化学製品
- 包装材

# 3. サプライヤーの責務

#### 3.1 製造要件:

- 3.1.1 <u>製造 / 輸出の許可</u>: サプライヤーは、製品の製造および製造国からの輸出を行う ために、関係官庁およびその他の政府機関から必要な承認や認可を取得し、それ らを継続維持する必要があります。
- **3.1.2 <u>オゾン層破壊物質</u>**: コダックに納入する製品には、オゾン層破壊物質は使用できません。 (該当物質は Appendix E に記載)

#### 3.2 紛争鉱物の要件:

サプライヤーは、コダックに納入される全ての製品に含まれる「紛争鉱物-Conflict Minerals」(4.0 定義を参照)の入手先の特定を適正評価できる管理シス テムを備えていることが必要です。2013 年 1 月 31 日以降にサプライチェーンに あった製品が対象です。

製品に使用されている紛争鉱物が、コンゴ民主共和国や隣接国で、深刻な人権侵害の加害者である武装グループに直接的または間接的に資金提供または利益を提供していないことを、この管理システムにより合理的に保証する必要があります。

この件に関係するサプライヤーは、これらの鉱物の生産地やその後の流通での管理について適正評価を行い、その評価手段を要求がある場合はコダックに提示するものとします。

コダックから要求された場合、サプライヤーは紛争鉱物に関する質問表を記入して提出して下さい。この問合せは、コダックが認可したサードパーティーを通じて行われる場合があります。

#### 3.3 適合性記入用書面:

サプライヤーはコダックに納入する製品に対して、コダック HSE サプライヤー 申告フォーム(Declaration Form )の項目全てに記入して下さい。

またはコダックが許可したサードパーティーから全てのサプライヤーの事業所 に、適合性情報の提供を依頼する場合もあります。

この申告フォーム(Declaration Form)は、コダックのウェブサイトwww.kodak.com/go/hsesupplierから入手できます。

コダックから申告フォームの提出を直接要求させて頂いた場合は、10 営業日以内の提出をお願いします。

コダックから法規制適合に関する報告を要求させて頂く場合は、製品とその梱 包材に関して追加の書面を提出して頂くことがあります。

#### 3.4 サプライヤーの協力会社などに対する要望:

サプライヤーは、コダックに提供する情報が正確で完全なものであるために、協力会社(下請など)を使用する場合は、そことの情報交換を適正に管理して下さい。

関係する書面やテストデータは保管し、コダックが要望する場合には見られるようにしてください。これにはサプライヤーのサプライチェーンから書面やデータも含みます

#### 3.5 製品仕様などの変更管理:

サプライヤーは、製品、プロセス、物質、または法規制などの変更により、以前に提出した申告フォーム(Declaration Form)の記述内容に変更が生じた場合には、変更した申告フォームをコダック 購買担当部署と ww-mcd@kodak.com に提出して下さい。

機器や部品のサプライヤーで、コダックがそれらの機器や部品の認証に対しサードパーティーを使用する対象になっている場合は、関係当局が年に複数回改訂する規制物質や報告義務がある物質のリストに合わせて、継続して対応する必要があります。

#### 3.6 製品の変更、製造中止、リコールまたは不適合:

サプライヤーの納入する製品に対して、それがコダック製品の安全性、健康、または環境特性に影響する可能性があるあらゆる変更、中止、リコール、または不適合が発生した場合は、コダックの ww-mcd@kodak.com に書面で報告する義務があります。

コダックまたはコダックのユーザーによって潜在的な、健康、環境、または規制の問題が確認され、それらの原因がサプライヤーの責任であると判断された場合は、コダックから書面で通知されます。サプライヤーは、このような全ての通知に対して10営業日以内に問題点を検討し書面で回答してください。 契約製造業者の場合は、全ての仕掛品に対してもその問題点に直ちに対応して下さい。

#### 3.7 追加情報:

サプライヤーは、コダックからの要求がある場合に、製品要件仕様書(Product Requirements Documents (PRD))や他の類似する文書で特定される追加要件を検証するために、コダックに文書またはテストデータの両方もしくはどちらか一方を提出する必要があります。これには以下の例が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- 特殊な用途、物質組成やマークなど(例:食品に接触する用途)
- その地域で決められた製品ラベル

#### (トップに戻る)

### 4. 定義

**成形品** 部材や物品で、その機能に形状、表面状態やデザインが、化学物質組成よりも大きく影響するもの。その形状やデザインによって最終的な機能の全てまたは一部が決まるが、交直流による動作がないもの。例えばアルミニウム基板の印刷版、写真フィルム、紙やフィルムベースの印刷物やコンパクトディスクなど。

注:電機電子機器の製造に使用するバッテリーや部品は、この仕様書の **5.電気電子機器要件** が適応されるものとします。

化学製品 明確な分子構成を持つ有機や無機物質で作られた製品または原材料で、固体、液体、または気体の状態のもの。単一の化学物質または混合物も含みます。 化学製品は通常、その使用中に消費されます。 化学製品の製品例は、トナー、インク、プレート処理薬品、写真処理薬品、アルコール洗浄ワイプなどが含まれます。原料の例では、溶媒、ポリマーやその他の化学が含まれます。

**紛争鉱物**-米国証券取引委員会フォーム SD および EU 規制 2017/821 で定義されている紛争鉱物(現在はタンタル、スズ、タングステン、金、およびそれらの誘導体)。

**電気電子機器 (EEE)** - 意図した機能の少なくても一つが、電流や電磁界に依存する全ての機器。電流や電磁界を生成、移動もしくは測定する機器も含まれる。完成品の例は、独立型のプ

リンター、プレートセッター、プレート用自動現像機、スキャナー、ワークステーション、外部電源供給装置など。

EEE の要件は、EEE 製品への組込みを目的に設計形成された電源有りまたは無電源の部品にも 適用されます。この部品としては、センサー類、金属部品、プリント回路基板、バッテリー、 ケーブルやコード類、および組立機器製品やシステムに組込まれるサブアセンブリーの機器や 電気機器などがありますが、これらに限定されるものではありません。

**均質材料**機械的に異なる種類の材料に分離できない材料。均質という用語は、全体を通して均一な組成であることを意味します。均質材料の例は、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、板紙、樹脂、コーティングなど。機械的に分離という用語は、原則として、ねじを外したり、切断、粉砕、研削、研磨したりするような機械的行為によって材料を分離できることを意味します。

**意図的な添加**-その製品に要求される特性、外観または品質を得るために、その製造工程で製品の組成に計画的に継続して加えること。

**既知の含有物**-サプライヤーが持つ製品に含まれる物質情報。既存の分析情報やサプライヤーの協力会社からの報告、その他の方法によって得られたもの。

大型据付式産業用工具(LSSIT)- EU 指令 2001/65 および 2012/19 では LSSIT を広範囲に定義していて、この LSSIT は「RoHS と WEEE 指令」の範囲から除外されている。コダックは、EU 市場への製品の製造業者および輸入業者として、購入する物品に LSSIT 除外が適用できるかどうかを決定する権利を保有してします。

- \* RoHS: Restriction of Hazardous Substances (危険物質に関する制限)
- \*\*WEEE: Waste Electrical and Electronic Equipment (廃電気・電子製品に関する EU 指令)

ナノ材料 - U.S. EPA TSCA(40 CFR 704)に記載、またはナノ材料の定義に関する EU 勧告(2011/696/EU)にあるナノ材料の定義に適合する粒子を、ナノ材料とみなす。

ナノ材料の定義に関する勧告(2011/696/EU)

自然界にある、または偶発的もしくは製造された粒子からなる材料で、粒子は非結合状態または、弱く凝集した状態(aggregate)や強く凝集または溶解された状態 (agglomerate)であり、粒子のサイズ数値分布で50%以上の数量のものについて、そのサイズの一つ以上(タテ、ヨコ、高さの)の外形寸法が1~100ナノメートル(nm)であること。

特別の場合で、環境、健康、安全、または競争力に関する懸念について正当化される場合には、50%というサイズ数値分布しきい値は、1~50%の間のしきい値によって置き換えてもよい。

上記のしきい値の特別な場合によって、フラーレン、グラフェンフレーク、および 1 nm 未満の 1 つ以上の外部寸法を持つ単層カーボンナノチューブは、ナノ材料と見なされるべきである。

http://ec.europa.eu/environment/chemicals/nanotech/fag/definition en.htm

TSCA レポートおよび記録管理の要件

この規則は、TSCA セクション 3 で定義されている化学物質に適用される。この物質は  $25^{\circ}$ C 標準気圧で固体であり、弱く凝集(aggregate)または強く凝集または溶解された (agglomerate) 状態も含めた粒子のサイズが、タテ、ヨコ、高さののうち少なくても一方向が  $1\sim100$  ナノメートル(nm)のサイズ範囲にあるように製造または処理されている。また 1 つ以上の特有で新規性のある特性を示すように製造または加工されている。この規則は、 $1\sim100$  nm のサイズ範囲で、弱く凝集(aggregate)または強く凝集または溶解された(agglomerate) 状態も含めた粒子であっても、その重量%が 1%未満の場合のものには適応されない。

これらのパラメーターは、規則の対象となる化学物質を識別するためのものであり、ナノスケール材料の定義を確立するものではない。

https://www.regulations.gov/document?D=EPA-HQ-OPPT-2010-0572-0137

**包装**-製造者からユーザーまたは消費者に対して、原材料から加工品までの品物の包み込み、保護、取り扱い、配送、および展示などに使用することを目的とした材料。包装は、一次包装、グループ化または二次包装、輸送または三次包装に分類されます。梱包の例には、カートン(箱)、クレート(枠)、円筒形容器、トレイ、バッグ、パレット、パレットカラー、ドラム缶、ロードボード、スキッド、下敷き、内部または外部のブロッキング、ブレース、クッション、耐候性、外部ストラップ、ストレッチ包装、コーティング、キャップやファスナー、インク、接着剤、挿入紙およびラベルなどがあります。

**リサイクル量**-製造のプロセスから消費者が使用した後までの間に廃棄される固形物から、回収または他用途に転用された材料の含有量。

報告すべき用途 -報告義務がある特定の用途。

注:この用途は、基本的な法律または業界標準の範囲で定義される。例として、バッテリー、 繊維、木材など。

**硬質プラスチック包装容器(RPPC)** - 最小容量が 8 米国液量オンス(236.6 ミリリットル)、または同等の体積、最大容量が 5 米国液量ガロン(18.9 リットル)または同等の体積である比較的変形しにくく、限定された形状外観のプラスチック容器。他の製品を収容しながら、その形状が変化しないもの。RPPC の例は、ボトル、カートン(箱)、円筒形容器、クラムシェル型容器、その他。

しきい値レベル-それ以上の場合、製品に含まれる物質の存在を公表する下限の濃度レベル。 (トップに戻る)

### 5. 電気電子機器 (EEE) の要件

サプライヤーは EEE を評価し、以下の HSE 製品仕様に適合することを確認して下さい。

- 使用制限材料
- EU REACH 高懸念物質(SVHC)
- TSCA section(6h) 難分解性、生体蓄積性および毒性を有する化学物質(PBT 物質)
- 重要なコンポーネントの安全トレーサビリティ要件
- 電池
- 完成した EEE 要件
- EEE 含有化学物質
- パッケージング

#### 5.1 使用制限物質:

Appendix A には、国際電気標準会議 IEC 62474 –電気工学製品および電気工学産業の物質に関する宣言「**報告すべき物質グループおよび物質」への** Web アドレスを記載しています。このリストには、使用制限物質、報告すべき用途、およびしきい値レベルが書かれています。

参照物質-Reference substances (同 Web アドレスの IEC 62474 の一部) には、 Chemical Abstract Services (CAS) 番号を含むこれらの物質の詳細リストが書かれています。

コダックがその物質が使用可能であることを確認し、書面による許可をサプライヤーに提供しない限り、製品には、Appendix A に記載されている要報告用途の規定のしきい値を超える使用制限物質を使用できません。

製品には、有害物質の制限(RoHS)に関する欧州連合(EU)指令 2011/65 / EUに規定されるしきい値を超える濃度の物質を含むことはできません。特定のフタル酸エステルの使用を制限する欧州連合(EU)指令 2015/863 も対象にします。下記の場合には、サプライヤーは規定された EU RoHS しきい値よりも高い濃度で、使用制限物質を使用することができます。

- サプライヤーが、現在適用されている 2011/65 / EU の適用除外として使用が許される用途であることを示す申告書を提供し、コダックがサプライヤーに対して、その決められた用途での使用を許可する書面を発行した場合。
- コダックが、サプライヤーに対して、決められた用途での使用を受諾する 許可書をサプライヤーに発行した場合。(例えば、大型据付式産業用工具 (LSSIT)として 2011/65 / EU の範囲外のコダック製品に使用する場合)

#### 5.2 EU REACH 高懸念物質(SVHC):

以下の品目の組成に 0.1 重量%を超える SVHC が含まれる場合は、サプライヤーはその申告が必要です。

- 電気電子機器
- パッケージング
- 電気電子機器のコンポーネントおよびサブコンポーネント(構成品)

SVHC は Regulation (EC) No.1907/2006 (EU REACH) の European Chemical Agency Article 59 (1)の Annex XIV "Candidate List"(下記 Web サイト)に記載されています。

http://echa.europa.eu/chem\_data/authorisation\_process/candidate\_list\_table\_en.as

サプライヤーは、この SVHC リストの最新版を確認し、コダックに納入する品目に新たに 0.1 重量%を超える物質が含まれる場合は、<u>ww-MCD @ kodak.com</u>に通知する必要があります。

コダックに納入する機器やコンポーネントのサプライヤーは、認可されたサードパーティからの適合性情報の収集に対して、EU REACH SVHC リストが更新される度に、継続して依頼に応答する必要があります。

### 5.3 TSCA section 6 (h) - : 難分解性、生体蓄積性および毒性を有する化学物質(PBT 物質)

以下の品目の組成に 0.1 重量%を超える PBT 物質が含まれる場合は、サプライヤーはその申告が必要です。

- 電気電子機器
- パッケージング
- 電気電子機器のコンポーネントおよびサブコンポーネント(構成品)

TSCA(The Toxic Substances Control Act: 米国有害物質規制法)により規制される PBT 物質は下記の the Environmental Protection agency□ EPA: 米国環境保護庁)の web サイトに記載されています。

https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals-under

#### 5.4 重要なコンポーネントの安全トレーサビリティ要件:

独立した製品安全認証機関(UL、TUV、Intertek など)によって認証される製品の製造に使用されるプラスチック、発泡材(foam)、ワイヤーハーネス、回路基板、安全ラベルを提供するサプライヤーは、最小の安全トレーサビリティ(製造流通履歴の記録および管理)要件を満たしている必要があります。 Appendix Fにこれらの要件を記載しています。これらの要件を満たすことにより、規制の検査機関に対して物質や部品が、機関の製品安全検査報告書に記載されている内容と同一または同等であることを証明できます。

#### 5.5 バッテリー:

サプライヤーは下記のバッテリー情報を提出して下さい。。しかし下記の項目に 限定されません。

- 製品と共に出荷された組込みまたは非組込みバッテリーの数と重量
- バッテリーの化学薬品
- IEC および ANSI の指定(R03 および 24 など)
- フォームファクター(形状)
- 電圧
- 一次(充電不可)または二次(充電可能)かどうか

- 輸送分類
- 安全性データシート (SDS)
- テストレポートまたは認証証(例えば、国連安全性試験証明書、韓国製品安全性試験証明書など)

#### 5.6 電気電子機器 (EEE) 完成品の要件:

EEE 完成品には、スタンドアロンプリンター、印刷機、プレートセッター、プレあります。製品要件仕様書 (PRD) またはその他の文書で、完成品の販売を予定している国の規則で要求される、製品上または銘板上に決められたマークや注意書きを書き入れたり、法に従った記載の書面を装置に同梱することを説明して下さい。その例としては、EU 機械指令に対する CE 適合宣言書をもつ、シリアルナンバーを付けた装置があります。

- 5.6.1 製品の安全性 (PS) : 製品は、その国独自の規制要件が無い場合は、該当する IEC 安全基準に準拠するものとします。製品は、対象となる市場に適用されるすべての製品安全 (PS) 規格および作業場の安全要件 (UL、CSA、IEC、ASTM 規格、EU 製品安全指令など) にも準拠する必要があります。該当する PS 規格適合の確認のため、サプライヤーは、ワイヤレスまたはレーザー技術が使用されている場合は、コダックに開示する必要があります。要求された場合サプライヤーは、販売許可を持つすべての国に対して証明書、試験報告書および解説文書を提出する必要があります。
  - 製品の設置、使用およびサービス中の顧客およびサービス担当者へのリスクを軽減するために、適切な予防および保護対策をが確認出来るマニュアルまたはガイドを提供するものとします。
  - 特定の製品の製品要件文書 (PRD) には、追加の要件が含まれている場合があります。サプライヤーには、機器が設置される特定の市場での機器規制要件を全て満たすことが求められます。
- 5.6.2 **電磁両立性 Electromagnetic Compatibility (EMC)**: 該当する国に固有な規制要件がない場合、製品は該当する IEC / CISPR EMC 標準に準拠するものとします。 製品は、対象となる市場に適した電磁 (EMC) 規格 (FCC、RCM、IEC 規格、EU EMC 指令など)にも準拠する必要があります。該当する EMC 基準が満たされていることを確認するために、サプライヤーは、ワイヤレスやその他のイオン化/ 非イオン化エミッター技術が使用されている場合は、コダックに開示する必要があります。要求された場合サプライヤーは、販売許可を持つ全ての国に対して、証明書、試験報告書および解説文書を提出する必要があります。
  - 特定の製品の製品要件文書 (PRD) には、追加の要件が含まれている場合があります。サプライヤーは、機器が設置される特定の市場での機器規制要件を満たすことが求められます。
- 5.6.3 サウンド:製品は次の音圧レベルに適合している必要があります。
  - 一般的なオフィスシステムは 70 dB(A) 未満
  - 大規模なプロフェッショナルオペレーティングシステムでは、オペレーターがその作動音に継続的にさらされるワークステーション付近で 80 dB

(A) 未満でなければなりません。コダックでは、12 時間勤務での暴露レベルを基準にしています。暴露が連続していない場所では、ベースの暴露時間(12 時間)が半分になるごとにレベルが 5 dB(A)ずつ増加することが許容されます。

情報技術機器および通信機器の場合、音圧レベルは ISO 7779 に従って測定されます。機械の場合、音圧レベルは基本規格 ISO 11201 (音圧レベル) および ISO 3744 (音パワーレベル) に従って測定しまう。可能な場合は、機械固有のノイズテストコードを使用する必要があります (例:EN 13023 印刷機、用紙加工機、製紙機械およびそれらの補助装置のノイズ測定方法。) 測定されたノイズレベルは、販売されているシステム構成全体のものであることが必要です。ネットワークアプリケーションの一部になる製品 (プリンタ、アクセサリ) は、そのアプリケーションの範囲でテストされます。測定の不確実性は、ANSI Type 2 汎用サウンドレベルメーター (+/-2dB) の範囲と想定しています。

- 5.6.4 <u>エネルギー効率</u>:製品は装置の種類と対象になる市場に適用される検査、ラベル表示、および登録などの適用されるすべてのエネルギー効率規制に適合しなければなりません。
- 5.6.5 <u>製品からの放出物</u>: サプライヤーは、その装置の通常の使用条件または予測される誤用により発生し、空気中に放出される物質を明確にしなければなりません。 (例えば、揮発性有機化合物-VOC、カーボンブラック、オゾン、スチレン、不快臭やダストなど) 要求がある場合には、証明書、テストレポートまたは解説書を提出して下さい。
- 5.6.6 <u>用紙および印刷物</u>: 用紙および印刷物 (マニュアルおよびスタッファーシートを含む)には、少なくとも 10%の古紙含まれているか、次のいずれかの森林認証制度によって認証されている必要があります。
  - 各国の PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)によって承認された国の認証システム。例えば、Sustainable Forestry Initiative (SFI)-米国や、Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC)-カナダなど。
  - 森林管理協議会。(FSC: Forest Stewardship Council)
- 5.6.7 <u>EEE 含有化学物質</u>: 洗浄液、冷却液、冷却剤などの EEE に含まれる化学品対して、セクション 7.0 -EEE に含まれる化学物質要件 を満たす必要があります。 サプライヤーがコダックに納入する EEE には、オゾン層破壊物質が含まれてはいけません。フッ素化温室効果ガスやオゾン層破壊物質は、セクション 7.2.3 を参照して下さい。
- 5.6.8 <u>追加ラベル表示要件</u>: サプライヤーは、販売予定の地域で決められている追加の製品ラベル表記の規制要件(製品要件仕様書(Product Requirements Documents (PRD)) やその他の規制で示されるもの)に適合するする追加ラベルを用意して下さい。

例えば、欧州連合(EU)での特定のフッ素温室効果ガスを使用する機器に対するラベル表記要件を満たすことなどです。この規制は EU の規制委員会施行規則

(EU) 2015/2068 2015 年 11 月 17 日制定 (規則 (EU) No 517/2014 に準拠)によるものです。

#### 5.7 包装:

サプライヤーは、Kodak に供給する EEE に使用される梱包が、セクション 8 の梱包要件を満たすようにして下さい。

#### (トップに戻る)

#### 6. 成形品の要件

サプライヤーは成形品を評価し、以下の HSE 製品仕様に適合することを確認して下さい。

- 使用制限物質とカテゴリー
- 申告が必要な物質
- 使用中に成形品から放出されることが予想される化学物質
- 殺生物剤/バイオスタット/殺虫剤
- 用紙および印刷物
- 製品の安全性 (PS)
- 製品からの放出
- パッケージング

#### 6.1 使用制限物質とカテゴリー:

Appendix B に、国際電気標準会議 IEC 62474 - 電気電子製品および電子産業での物質に関する宣言「報告すべき物質グループおよび物質」の Web アドレスがあります。成形品は多くの場合電気電子機器に含まれるため、サプライヤーは、このリストにある物質の意図的な添加もしくは含有が確認されている場合は、報告義務がある用途およびしきい値に関係なく報告してください。

*参照物質リスト*(同じ Web アドレスの IEC 62474 の一部)に、これらの物質の詳細なリストがあり、それにはケミカルアブストラクトサービス(CAS)番号があります。

Appendix B には、制限物質の特定用途で適用される追加カテゴリーと基準を示してあります。サプライヤーはその特定用途向け成形品の各部品評価に使用して下さい。

コダックがその用途を確認承諾し、書面による許可をサプライヤーに提供しない限り、製品には Appendix B に記載されている報告義務のある用途において、規定のしきい値を超える使用制限物質を含有することはできません。

#### 6.2 申告が必要な物質:

- **6.2.1** <u>SVHC</u>: サプライヤーは、下記のものに含まれる SVHC が 0.1 重量%を超える場合には申告する必要があります。
  - 成形品

- 梱包材
- 組み立てられた成形品のコンポーネントおよびサブコンポーネント(構成部品)

サプライヤーは、重量で 0.1%を超えて含まれる SVHC を申告する必要があります。 SVHC は、Regulation (EC)No. 1907/2006(EU REACH)の Article 59(1)の「Candidate List」に記載されている物質で、欧州化学庁(European Chemical Agency: ECHA)の Web サイトで確認できます。

http://echa.europa.eu/chem\_data/authorisation\_process/candidate\_list\_table\_en.asp\_

サプライヤは、SVHCの最新版リストを確認し、コダックに納入した成形品に新たに追加された化学物質が 0.1 重量%を超えて含有される場合は、コダックにww-MCD@kodak.com 通知する必要があります。

- 6.2.2 <u>Proposition 65</u>: 1986 年のカリフォルニア州安全飲料水および有害物質施行法 (Proposition 65) によりカリフォルニア州でラベル表示が必要な場合、サプライヤーは申告する必要があります。消費者製品のサプライヤーは、Kodak の承認がない限りは、California Proposition 65 ラベルを必要としない製品を Kodak に納入する必要があります。Proposition 65 のリストには、鉛、水銀、フタル酸エステル、PCB、および DEHP が含まれており、次の Web アドレスで確認できます。 http://www.oehha.ca.gov/prop65/prop65 list/Newlist.html
- 6.2.3 有害性情報:サプライヤーは次の情報を提出して下さい。。
  - 有害物質評価- アメリカ連邦規則集 Code of Federal Regulation, Title 40 (環境保護) CFR 261.24, Table 1 にリストされている成分の特定。
  - 40 CFR 261.24, Table 1 の成分を含むすべての成形品の TCLP テストデータ。

TCLP: Toxicity Characteristic Leaching Procedure — 米国環境保護庁(EPA)により定められた、土壌や固形物中の有害物質溶出分析方法

- 6.2.4 <u>ナノ材料</u>: サプライヤーは粒子を、米国 EPA TSCA (40 CFR 704) に記載されているナノ材料とみなされる物として、またはナノ材料の定義に関する EU 勧告 (2011/686 / EU) によるナノ材料の定義に適合するものとして申告する必要があります。 これらの材料については、サプライヤーはサイズ分布情報を提出して下さい。。サプライヤーは、次のような有効なデータ全てをコダックに提出して下さい。。
  - 比表面積、形状、密度
  - 凝集または凝集傾向
  - 表面修飾 (Surface modification)
  - 物理化学的特性(例、オクタノールー水分配係数、溶解度など)
  - 毒性データ

#### 6.3 使用中に成形品から放出されることが予想される化学物質:

放出が予想される化学物質が、<u>7.0 化学製品の要件</u>に書かれている全ての要件に 適合することが、サプライヤーに要求されます。

#### 6.4 殺生物剤/バイオスタット(生物発育阻止剤)/殺虫剤:

サプライヤーは、成形品に含まれる殺生物剤/バイオスタット(生物発育阻止剤)/殺虫剤を特定し、殺生物剤またはその関連要件規制がある国の規制要件に適合するために、コダックに情報提供やその他の協力を行って下さい。 殺生物剤指令がある国は、カナダ(PCA)、欧州連合(Biocidal Products Regulation)および米国(FIFRA)ですが、これに限定されません。

- **6.5 <u>用紙および印刷物</u>**: 用紙および印刷物(マニュアルおよびスタッファーシートを含む)には、少なくとも 10%の古紙含まれているか、次のいずれかの森林認証制度によって認証されている必要があります。
  - ・ 各国の PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)によって承認された国の認証システム。例えば、Sustainable Forestry Initiative (SFI)-米国や、Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC)-カナダなど。
  - · 森林管理協議会。(FSC: Forest Stewardship Council)

#### 6.6 製品の安全性 (PS) :

成形品は、製品要件仕様書(Product Requirements Documents (PRD))に記載されている対象となる市場で適応される製品安全(PS)基準に適合する必要があります。(例:燃焼性(UL-94)、玩具安全(ASTM F963、EN-71)または食品接触)要求した場合には、証明書、テストレポートおよび解説書などを提出して下さい。

#### 6.7 製品からの放出物:

サプライヤーは、その装置の通常の使用条件または予測される誤用により発生 し、空気中に放出される物質を明確にしなければなりません。

(例えば、揮発性有機化合物-VOC、カーボンブラック、オゾン、スチレン、不快臭やダストなど)

要求がある場合には、証明書、テストレポートまたは解説書を提出して下さい。

#### 6.8 包装:

サプライヤーは、Kodakに供給する成形品に使用される梱包が、セクション8の梱包要件を満たすようにして下さい。

### 7. 化学製品の要件

サプライヤーは化学物質を評価し、以下の HSE 製品仕様に適合することを確認して下さい。

- 使用制限物質とカテゴリー
- 申告が必要な物質
- 安全データシート (SDS)
- 各国の化学物質の既存物質等登録状況
- EU REACH
- 殺生物剤/バイオスタット/殺虫剤
- 製品の安全性(PS)
- 製品からの放出
- 紙と印刷物
- パッケージング

#### 7.1 使用制限物質とカテゴリー:

Appendix Cに、物質の制限カテゴリーと、**化学製品**の各成分を評価するために サプライヤーが使用しなければならない基準、および報告すべき用途としきい 値レベルが記載されています。

Appendix E は、これらの物質の物質名とそれに対応する Chemical Abstract Services (CAS) 番号を記載した詳細リストです。

コダックがその用途を確認承諾し、サプライヤーに書面による許可を与えない限り、製品には Appendix C に記載されている報告義務のある用途において、規定のしきい値を超える制限物質を含有できません。

#### 7.2 申告が必要な資料:

- 7.2.1 有害情報: サプライヤーは次の情報を提供してください。
  - 40 CFR 261.33 にリストされている成分の有無とおよび重量%
  - 揮発性有機化合物(VOC)の有無および重量%
  - 鉱油成分(MOH、MOSH、MOAH)の有無
- 7.2.2 <u>ナノ材料</u>: 意図的に製造された粒子で、それが US EPA TSCA (40 CFR 704) 記述されているナノ材料である場合、または EU のナノ材料の定義に関する勧告 (2011 / 686 / EU) に適合する場合は申告して下さい。、これらの材料について、サプライヤーはサイズ分布情報を提供して下さい。また要求がある場合には、以下の情報を提供してください。
  - 比表面積、形状、密度
  - 凝集または凝集傾向
  - 表面改質
  - 物理化学的特性(例、オクタノール-水分配係数、溶解度など)
  - 毒性データ

#### 7.2.3 フッ素化温室効果ガスとオゾン層破壊物質(Appendix E に記載)

サプライヤーは、コダックに納入する製品にオゾン層破壊物質が含まれていないことを確認してください。代替品がない場合には、地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential) の低いフッ素化温室効果ガスを使用する必要があります。サプライヤーは、使用しているフッ素化温室効果ガスの名称、製品ごとの使用重量、および地球温暖化係数をコダックに報告して下さい。

#### 7.3 安全データシート(SDS):

サプライヤーは、化学物質、溶液または混合物のコダックの購買担当者と HSE (<u>WW-MSDSDG@kodak.com</u>) に提出して下さい。SDS は GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム) の該当する条項や、材料が輸送される国の同様な規制に準拠している必要があります。SDS は英語と、その化学品を納入する全ての国の公用語で書かれている必要があります。

#### 7.4 各国の化学物質の既存物質等登録状況:

サプライヤーは、化学物質の登録確認や製造時の事前申請などが法制化されている国々での、化学物質(溶液、混合物の成分や予期できる使用状態で放出されるものも含む)の登録状況について明らかにしてください。

このような化学物質規制のある国は、オーストラリア(AICS)、カナダ(DSL/NDSL)、中国(IECSC)、欧州連合(EINECS)、日本(ENCS: 化審法)、韓国(ECL)、ニュージーランド(NZIoC )フィリピン(PICCS)、(カナダ)オンタリオ州、スイス、台湾、トルコ、米国(TSCA)がありますが、これらに限定されません。

#### 7.5 EU REACH:

EU REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 における要件を満たすために、サプライヤーは以下の情報を提供してください。

- *化学物質*がヨーロッパで製造されているかどうか
- サプライヤーが*化学物質を*事前登録もしくは登録しているか
- **化学物質**が報告を免除されているかどうか(免除されている場合はその 理由)

サプライヤーの代表者が、コダックの使用量と用途で、コダックがその化学物質 の報告義務を持つことに同意することを明示して下さい。

コダックが韓国やトルコなどの他の国で REACH と同様な要件に応じるために、

サプライヤーは要求がある場合に追加情報を提供して下さい。

サプライヤーは、0.1 重量%より多く含まれる SVHC を申告する必要があります。SVHC は、規則(EC) No. 1907/2006(EU REACH) の第 59 条(1) の

「Candidate List」に記載されています。SVHC は欧州化学機関(ECHA)の Web サイトの下記 URL にあります。

http://echa.europa.eu/chem data/authorisation process/candidate list table en.asp サプライヤーは SVHC リストの更新を確認し、コダックに納入された製品に、新たに追加された物質が 0.1 重量%より多く含まれる場合は、

コダック ww-MCD@kodak.com に知らせて下さい。

#### 7.6 殺生物剤/バイオスタット(生物発育阻止剤)/農薬:

サプライヤーは、化学品に含まれる殺生物剤/バイオスタット(生物発育阻止剤)/ 農薬を確認し、要求がある場合には、コダックに情報提供やその他の協力を行い、殺生物性や関連要件を持つ国の規制に適合できるようにして下さい。殺生物剤指令を持つ国は、カナダ(PCA)、EU(殺生物剤規制)、および米国 (FIFRA)ですが、これらに限定されません。

#### 7.7 製品の安全性 (PS) :

化学品は、対象市場に適したすべての該当する製品安全(PS)基準(例:燃焼性(UL-94)、玩具安全(ASTM F963、EN-71)または食品接触)に準拠する必要があります。要求がある場合には、証明書、テストレポート、および解説書などを提出して下さい。

#### 7.8 製品からの放出物:

サプライヤーは、通常の使用条件または予測される誤用によって発生放出される 可能性のある物質(揮発性有機化合物、カーボンブラック、オゾン、スチレン、 不快な臭気、塵埃など)を確認して下さい。コダックの要求がある場合、サプラ イヤーは放出ガス試験または追加の大気放出データを提出して下さい。

#### 7.9 用紙および印刷物:

用紙および印刷物 (マニュアルおよびスタッファーシートを含む) には、少なくとも 10%の古紙が含まれているか、次のいずれかの森林認証制度によって認証されている必要があります。

- 各国の PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)によって 承認された国の認証システム。例えば、Sustainable Forestry Initiative (SFI)-米国や、Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC)-カナ ダなど。
- 森林管理協議会。(FSC: Forest Stewardship Council)

#### 7.10 包装:

サプライヤーは、Kodakに供給する成形品に使用される梱包が、セクション8の梱包材の要件を満たすようにして下さい。

### 8. 包装材の要件

サプライヤーは、梱包材が以下の HSE パッケージ仕様に適合していることを確認してください。

- 環境への影響
- 使用制限物質
- 高懸念物質(EU REACH SVHC)
- プラスチック包装材
- 紙の包装材
- 木材包装材
- 製品包装材の地域要件

#### 8.1 環境への影響:

コダックに供給する梱包材は、次のように設計製造して下さい。

- それらの体積と重量は、梱包する製品を安全かつ衛生的に維持するために適切で必要な最小限のものとする。
- 再利用可能または容易にリサイクル可能である材料、もしくは少なく ともエネルギー回収の形で回収可能な材料であること。
- 可能な限りリサイクルされた材料を含むこと。

#### 8.2 使用制限物質:

Appendix D は、制限物質と、申告が必要な用途およびしきい値レベルを示します。

<u>Appendix E</u> には、これらの物質の詳細リストと、相当する Chemical Abstract Services (CAS) 番号を記載しています。

コダックがその使用を確認し、サプライヤーに書面による許可を伝えない限り、梱包材には、Appendix D に記載されている申告が必要な用途の規定のしきい値を超える使用制限物質を含むことはできません。

#### 8.3 申告が必要な物質:

サプライヤーは、製品の梱包材に鉱油成分が含まれている場合、そのことを明らかにして下さい。(MOH、MOSH、MOAH)

#### 8.4 高懸念物質(EU REACH SVHC):

梱包材に重量で 0.1%を超える SVHC が含まれる場合には、サプライヤーはそのことを申告して下さい。 SVHC は、規則(EC) No. 1907/2006(EU REACH)の第59条(1)の「Candidate List」に記載されています。 SVHC は欧州化学機関(ECHA)の Web サイトの下記 URL にあります。

http://echa.europa.eu/chem\_data/authorisation\_process/candidate\_list\_table\_en.asp

サプライヤーは SVHC リストの更新を確認し、コダックに納入された梱包材に、新たに追加された物質が 0.1 重量%より多くて含まれる場合は、コダック ww-MCD @ kodak.com に知らせて下さい。

#### 8.5 プラスチック包装材:

プラスチック包装材料には、プラスチック工業協会(SPI)が決定した樹脂識別コードをマークして下さい。 そのマークが必要でないものには、金属被覆フィルム(Metalized film)とラミネート、シュリンクラップ、発泡体、およびマーキング出来ない寸法または色の材料が含まれます。

ビニール袋の使用は、包装する製品の安全性と衛生を適切に維持するために必要である場合に限られます。

PVC はプラスチック包装材には使用しないでください。

#### 8.6 紙の包装材:

紙ベースの包装材は、Forest Stewardship Council (FSC) 認証を取得した供給元 (または同等品)から供給されるか、リサイクルされた成分を含む必要がありま す。

さらに、製品の包装材に使用されている未使用の繊維または回収された繊維を漂白するために、元素の塩素を使用してはなりません。

#### 8.7 木材包装材:

国際貿易で使用され、植物の害虫の経路となる可能性のある無垢材の梱包材は、UN standard ISPM-15 に従って、輸出または輸入される際に処理とマーキングをし、樹皮を除去する必要があります。詳しい情報は Appendix G を参照して下さい。

おがくず、ウッドウール(糸状に削った木材)、削りくず、細かく切断した生木 は、検疫害虫の侵入経路にはならず、技術的な根拠がない限り規制されません。

#### 8.8 製品包装材の地域要件:

**包装材**は下記の概要のように、それぞれの国や州および地域の要件に従う必要があります。これらの要件に関する詳細情報は、<u>Appendix G</u>を参照して下さい。製品の市場が求めるより具体的な要件は、製品要件仕様書(Product Requirements Documents (PRD))に示されています。

- 8.8.1 <u>地域の包装報告</u>: サプライヤーは、地域の包装報告義務の計算を容易にするために、コダックに供給される包装材を構成するパーツ全ての重量、体積、リサイクル成分を含む材料組成(%単位)を提出して下さい。。
- 8.8.2 <u>米国での要件</u>: すべての硬質プラスチック包装容器(RPPC)には、さまざまな州の要件を満たすために、少なくとも 25%のリサイクルプラスチックを含む必要があります。医療製品用にはこの適用除外があります。その他の仕様できる代替品は、製品要件仕様書(Product Requirements Documents (PRD) )に規定されているものに限定されます。

#### 8.8.3 欧州連合(EU)の要件:

#### 8.8.3.1 包装材および包装材廃棄物に関する欧州指令

サプライヤーは、依頼された場合は、指令 94/62 / EC で修正された「Essential Requirement」適合証明書をコダックに提出して下さい。 1997 年 1 月 28 日の委員会決定(Commission decision)に示されるように、包装材自体またはラベルに適切なマークを付ける必要があります。

#### 8.8.3.2 手作業での取り扱い

荷物の手作業取り扱いに関する最低限の健康および安全要件に関する EU 指令では、手作業で取り扱う荷物は、それが非対照的に積載され、作業者の背骨を負傷する恐れがある場合は、荷物の重量と荷物の重心をマークする必要があります。手作業に対する個々の梱包に対する重量制限はありません。筋や骨格の負傷リスクを減らすためには、梱包材に取っ手や取扱い用穴などの追加機能をつけて、梱包された製品が 20 kg を超える設計をする必要があります。

#### 8.8.3.3 フマル酸ジメチル

殺生物剤ジメチルフマレートを含む製品に関する欧州委員会の決定に従って、ジメチルフマレート(CAS 624-49-7)の包装材中の含有量は、0.1mg/kg を超えないようにして下さい。この物質は一般的に乾燥剤としてよく使用されるため、これらの包装材部品のサプライヤーは、この要件に合うことを証明するために、EU 準拠の安全データシート(SDS)と、ISO/IEC 17025 または同等の規格で認定されたラボによるジメチルフマレート含有量の分析テスト報告書を提出して下さい。

#### 8.8.4 韓国の要件:

- 8.8.4.1 「資源の節約とリサイクルの促進に関する法律」の第 14 条では、韓国で電子機器のクッション材として使用されるすべての発泡包装材部品に「分別廃棄(Separate discharge)」マークのマークを付ける必要があります。マークによって、リサイクルのための製品とパッケージの分別が容易になります。このことが免除される条件は次のとおりです。表面積が 50 cm 2以下の梱包材とその部材。重量が 30 グラム以下の部材を含む容器。および、その特性と構造によって、梱包材への印刷、彫刻、ラベル付けが出来ない包装材および部材。
- 8.8.4.2 環境省通知番号 2019-244 によって、次の梱包材は許可されません。
  - ポリ塩化ビニル(PVC)ラミネーション、シュリンクラップおよびコーティング
  - 色付きポリエチレンテレフタレート(PET)ボトル
  - 梱包材リサイクル性評価評価基準の Annex1 に規定される、ボトルから剥がれない PET ボトルラベル接着剤

# 9. Appendix

# Appendix A -電気電子機器:使用制限物質

物質/カテゴリー	報告すべき用途	しきい値
IEC 62474 「報告すべき物質グループおよび物質」(Declarable Substance groups and declarable substances)、および「参照物質」リスト(Reference substances list) に掲載される物質は、下記アドレスで確認できます。 http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/Index?open&q=162836 この Web ページ画面の左側で下記リストが選択できます。	全て	IEC 62474 に記載
・制限物質/グループのリストを取得するための「報告すべき 物質リスト」(declarable substances list) ・ CAS 番号を持つ詳細化学品リスト(Expanded chemical list)を得 るための「参照物質リスト」(Reference substances list)		

# <u>(トップに戻る)</u>

# Appendix B -成形品:使用制限物質

物質/カテゴリー	報告すべき用途	しきい値
IEC 62474 「報告すべき物質グループおよび物質」(Declarable Substance groups and declarable substances)、および「参照物質」リスト(Reference substances list) に掲載される物質は、下記アドレスで確認できます。 http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/Index?open&q=162836  この Web ページ画面の左側で下記リストが選択できます。 ・制限物質/グループのリストを取得するための「報告すべき物質リスト」(declarable substances list) ・ CAS 番号を持つ詳細化学品リスト(Expanded chemical list)を得	全て な多と機あるヤト図かる添た確認 はあるない、この質されてするである。 はるるがいるがかれてするである。 はるがからできた。 を確認しているがいるがあるがあるが、からない。	意図的添加、または不純物として存在が確認されている場合は全て。
るための「参照物質リスト」(Reference substances list)  既知もしくは疑いがある発癌性、変異原性、生殖毒性物質: 以下の規制リストに含まれる物質 1. 既知のヒト発がん物質: a. IARC 1; b. ACGIH A1; c. NTP "Known to be human carcinogen" (既知のヒト発がん性物質) 2. 発がん性物質の疑いがあるもの: a. IARC 2A、IARC 2B; b. ACGIH A2; c. NTP "reasonably anticipated to be a carcinogen" (合理的に予想される発がん性物質)	全て	意図的添加、または不純物として存在が確認されている場合は全て

·		-
3. 13 OSHA 発がん物質		
4. 発がん物質、変異原性、生殖毒性物質(CMR):		
a. GHS 区分 1A, 1B および 2		
5. CERHR 分類		
生殖への悪影響に対する"Serious concern"( 深刻な懸念 )		
および "Concern" ( 懸念 )		
6. カルフォルニア州 Proposition 65 list		
reproductive/developmental toxicants and carcinogens		
7. TSCA Chemicals of Concern categories		
<b>その他の健康上懸念</b> : 人間に不可逆的で重大な悪影響を引き起	全て	意図的添加、また
こすことが知られている物質、またはそのものが直接関係する		は不純物として存
暴露経路(発がん物質、変異原性、生殖毒性物質以外)によっ		在が確認されてい
てそのような影響を引き起こす可能性が強く推定される物質。		る場合は全て
次の規制リストにある物質。		
1. TSCA Chemicals of Concern		
2. GHS 基準:TOST category 1 and 2		
3.REACH 基準:STOT(Specific Target Organ Toxicity)		
category 1 and 2		
環境懸念: 難分解性、生物蓄積性および毒性(PBT)、高難分	全て	意図的添加、また
解性および高生物蓄積性(Very persistent and very bioaccumulative ;		は不純物として存
vPvB)の基準に含まれる物質、または USEPA Sustainable Futures		在が確認されてい
Guidance、EU REACH 指令などの規制機関によって定義される難		る場合は全て
分解性有機汚染物質(Persistent organic pollutant; POP)。		·
または、水生環境有害性が高い、急性 LC / EC50 ≤ 1 mg / L を示す		
物質。		
170月。   <b>強感作物質</b> :低い暴露レベルで感作を引き起こす、人に対して	アクリレートモノ	 意図的添加、また
<u>温歌作物員・</u>		
松TF物貝として知られている物貝。	マー、アクリレー	は不純物として存
	トラミネーション	在が確認されてい
	やオーバーコー	る場合は全て
	ト。 加括刘 西ル刘士	
	架橋剤、硬化剤ま	
	たは防腐剤を含む	
	製品	<b>文団ルズキーナ</b>
* <sup>1</sup> ペルフルオロカルボン酸およびポリフルオロアルキル物質	全て	意図的添加、また
(PFAS) - 完全にフッ素化された炭素鎖長、多くはスルホン化化		は不純物として存
合物で、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、PFOS 関連		在が確認されてい
<b>物質を含む。</b> (C8F17SO2X、ここで X = OH、金属塩、ハロゲン化		る場合は全て
物、アミド、およびポリマーを含む他の誘導体)、ペルフルオ		製造での使用
ロオクタン酸(PFOA)、または PFOA 塩。		
*¹ポリ塩化ビニル(PVC)、ポリ塩化ビニリデン(PVDC)	全て	0.1 重量%
「ハソ塩化に一ル(PVC)、ハソ塩化に一リナン(PVDC)	-	(1000 ppm)

<sup>\*&</sup>lt;sup>1</sup> Chemical Abstract Services(CAS)番号を含む詳細化学物質リストについては、<u>Appendix E</u>を参照してください。

# Appendix C-化学物質:使用制限物質

カテゴリー	報告すべき用途	しきい値
既知もしくは疑いがある発癌性、変異原性、生殖毒性物質: 以下の規制リストに含まれる物質 1. 既知のヒト発がん物質: a. IARC 1; b. ACGIH A1; c. NTP "Known to be human carcinogen" (既知のヒト発がん性物質) 2. 発がん性物質の疑いがあるもの: a. IARC 2A、IARC 2B; b. ACGIH A2; c. NTP "reasonably anticipated to be a carcinogen" (合理的に予想される発がん性物質) 3. 13 OSHA 発がん物質 4. 発がん物質、変異原性、生殖毒性物質(CMR): a. GHS 区分 1A, 1B および 2 5. CERHR 分類 生殖への悪影響に対する"Serious concern"(深刻な懸念) および "Concern"(懸念) 6. カルフォルニア州 Proposition 65 list reproductive/developmental toxicants and carcinogens	全で	意図的添加、または不純物として存在が確認されている場合は全て
7. TSCA Chemicals of Concern categories  その他の健康上懸念: 人間に不可逆的で重大な悪影響を引き起こすことが知られている物質、またはそのものが直接関係する暴露経路(発がん物質、変異原性、生殖毒性物質以外)によってそのような影響を引き起こす可能性が強く推定される物質。次の規制リストにある物質。  1. TSCA Chemicals of Concern  2. GHS 基準: TOST category 1 and 2  3. REACH 基準: STOT(Specific Target Organ Toxicity) category 1 and 2	全て	意図的添加、または不純物として存在が確認されている場合は全て
環境懸念: 難分解性、生物蓄積性および毒性 (PBT) 、高難分解性および高生物蓄積性(Very persistent and very bioaccumulative; vPvB)の基準に含まれる物質、または USEPA Sustainable Futures Guidance、EU REACH 指令などの規制機関によって定義される難分解性有機汚染物質(Persistent organic pollutant; POP)。または、水生環境有害性が高い、急性 LC / EC50 ≤ 1 mg / L を示す物質。	全て	意図的添加、また は不純物として存 在が確認されてい る場合は全て
強感作物質:低い暴露レベルで感作を引き起こす、人に対して感作物質として知られている物質。	全て	意図的添加、また は不純物として存 在が確認されてい る場合は全て
REACH 規則(EC)No 1907/2006 ANNEX XVII 制限物質	全て	意図的添加、また は不純物として存 在が確認されてい る場合は全て

<u>オゾン層破壊物質</u> [ケミカルアブストラクトサービス(CAS)番号を含む詳細化学物質リストについては、 <u>Appendix E</u> を参照]	全て	意図的添加 製造での使用
フッ素化温室効果ガス [ミカルアブストラクトサービス (CAS) 番号を含む詳細化学物質リストについては、Appendix E を参照]	全て	意図的添加 製造での使用
パーフルオロカルボキシおよびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) - 完全にフッ素化された炭素鎖長、多くはスルホン化化 合物で、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)および PFOS 関連物質を含む (C8F17SO2X、ここで X = OH、金属塩、ハロゲン 化物、アミド、およびポリマーを含む他の誘導体)、パーフル オロオクタン酸 (PFOA) または PFOA 塩。	全て	意図的添加、また は不純物として存 在が確認されてい る場合は全て。 製造での使用

(トップに戻る)

# Appendix D -包装材:使用制限物質

Chemical Abstract Services (CAS) 番号を含む詳細化学物質リストは、Appendix E を参照してください。。

物質/カテゴリー	報告すべき用途	しきい値
ヒ素/ヒ素化合物	全て	意図的な添加
アスベスト	全て	意図的な添加
特定の芳香族アミンを形成するアゾ着色剤およびアゾ染料(特定のアミンのリストについては、Appendix Eを参照してください。)	テキスタイルと レザー	30 ppm
ジブチルスズ(DBT)化合物	全て	スズとして 0.1 重 量%(1000 ppm)
ジオクチルスズ(DOT)化合物	テキスタイル	スズとして 0.1 重 量%(1000 ppm)
フマル酸ジメチル	全て	梱包品目の 0.00001 重量%(0.1 ppm)
ヘビーメタル: カドミウム/カドミウム化合物 六価クロム/六価クロム化合物 (Cr+6) 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物	パッケージ、 または個別のパ ッケージ構成部 品	意図的な添加  これらの重金属の 合計濃度は 100 ppm を超えること はできません。テスト方法について は、Appendix H を 参照してくださ い。
ホルムアルデヒド	テキスタイル	繊維製品重量の 0.0075% (75 ppm)
臭化メチル	EU における木 製パレットの燻 蒸	意図的な添加
オゾン層破壊物質	全て	意図的な添加 製造での使用

フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジ メチルエチル)	全て	意図的な添加
ポリ塩化ビフェニル(PCB)および特定の代替品	全て	意図的な添加
ポリ塩化ナフタレン(3 つ以上の塩素原子)	全て	意図的な添加
ポリ塩化テルフェニル(PCT)	全て	意図的な添加
三置換有機スズ化合物 (Tri-substituted organostannic compounds)	全て	意図的な添加され た、または梱包品 目の 0.1 重量% (1000 ppm)

#### (トップに戻る)

# Appendix E - ケミカルアブストラクトサービス(CAS)番号を含む 詳細化学品リスト

これらのリストは包括的なものではありません。該当する場合または使用可能な場合、CAS 番号や EC 番号をリストする化学物質の例を表します。リストが完全な場合(および報告要件がリストされた物質に限定される場合)、これはそれぞれの物質カテゴリーの下の注記に示されます。

#### 表-アスベスト

アスベスト	CAS 番号
アスベスト	1332-21-4
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト(グルネライト)	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4
トレモライト	77536-68-6

#### 表-特定の芳香族アミンを形成するアゾ色素とアゾ染料

芳香族アミン	CAS 番号
ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o- アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
4-クロロアニリン	106-47-8
4-メトキシ-m-フェニレンジアミン	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7

4,4'-メチレンジ-o-トルイジン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-チオジアニリン	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

注:欧州共同体の禁止は、アゾ基の還元的開裂により上記 22 の芳香族アミンの 1 つを放出する可能性のあるアゾ着色剤およびアゾ染料に適用されます。

### 表-ジブチルスズ化合物 (DBT)

ジブチルスズ化合物	CAS 番号
ジブチルスズオキシド	818-08-6
ジブチルスズジアセテート	1067-33-0
ジブチル錫ジラウレート	77-58-7
マレイン酸ジブチルスズ	78-04-6
その他のジブチルスズ化合物	-

### 表-ジオクチルスズ化合物(DOT)

ジオクチルスズ化合物	CAS 番号
ジオクチルスズ酸化物	870-08-6
ジオクチルスズジラウレート	3648-18-8
その他のジオクチルスズ化合物	-

#### 表-オゾン層破壊物質

クロロフルオロカーボン(CFC)、ハロン、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)、 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)など

オゾン層破壊物質	オゾン層 破壊係数	CAS 番号
トリクロロフルオロメタン(CFC-11)	1	75-69-4
ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)	1	75-71-8
クロロトリフルオロメタン(CFC-13)	1	75-72-9
ペンタクロロフルオロエタン(CFC-111)	1	354-56-3
テトラクロロ ジフルオロエタン(CFC-112)1,1,2,2-テトラクロロ-1,2-ジフルオロエタン (CFC-112)	1	76-12-0
1,1,1,2-テトラクロロ-2,2-ジフルオロエタン(CFC-112a)		76-11-9
トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)、 1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(CFC-113)	0.8	76-13-1
1,1,1-トリクロロ-2,2,2 トリフルオロエタン(CFC-113a)		354-58-5
ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)	1	76-14-2

オゾン層破壊物質	オゾン層 破壊係数	CAS 番号
モノクロロペンタフルオロエタン(CFC-115)	0.8	76-15-3
ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)	1	422-78-6
	_	135401-87-5
1,1,1,2,2,3,3-ヘプタクロロ-3-フルオロプロパン(CFC-211aa)		422-78-6
1,1,1,2,3,3,3-ヘプタクロロ-2-フルオロプロパン(CFC-211ba)	_	422-81-1
ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-212)	1	3182-26-1
ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)	1	2354-06-5 134237-31-3
テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)	1	29255-31-0
1,2,2,3-テトラクロロ-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン(CFC-214aa)		2268-46-4
1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン(CFC-214cb)		-
トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215)	1	1599-41-3
1,2,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215aa)		1599-41-3
1,2,3-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215ba)		76-17-5
1,1,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215bb)		-
1,1,3-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215ca)		-
1,1,1-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215cb)		4259-43-2
ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-216)	1	661-97-2
クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)	1	422-86-6
ブロモクロロメタン(Halon-1011)		74-97-5
ジブロモジフルオロメタン(Halon-1202)		75-61-6
ブロモクロロジフルオロメタン(Halon-1211)	3	353-59-3
ブロモトリフルオロメタン(Halon-1301)	10	75-63-8
ジブロモテトラフルオロエタン(Halon-2402)	6	124-73-2
テトラクロロメタン(四塩化炭素)	1.1	56-23-5
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	0.1	71-55-6
ブロモメタン(臭化メチル)	0.6	74-83-9
ブロモエタン(臭化エチル)		74-96-4
1-ブロモプロパン(臭化 n-プロピル)		106-94-5
トリフルオロヨードメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)		2314-97-8
クロロメタン(塩化メチル)		74-87-3
ジブロモフルオロメタン(HBFC-21 B2)	1	1868-53-7
ブロモジフルオロメタン(HBFC-22 B1)	0.74	1511-62-2
ブロモフルオロメタン(HBFC-31 B1)	0.73	373-52-4
テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121 B4)	0.8	306-80-9
トリブロモジフルオロエタン(HBFC-122 B3)	1.8	-
ジブロモトリフルオロエタン(HBFC-123 B2)	1.6	354-04-1
ブロモテトラフルオロエタン(HBFC-124 B1)	1.2	124-72-1
トリブロモフルオロエタン(HBFC-131 B3)	1.1	-
ジブロモジフルオロエタン(HBFC-132 B2)	1.5	75-82-1
ブロモトリフルオロエタン(HBFC-133 B1)	1.6	421-06-7
ジブロモフルオロエタン(HBFC-141 B2)	1.7	358-97-4
ブロモジフルオロエタン(HBFC-142 B1)	1.1	420-47-3
ブロモフルオロエタン(HBFC-151 B1)	0.1	762-49-2
ヘキサブロモフルオロプロパン(HBFC-221 B6)	1.5	-

オゾン層破壊物質	オゾン層 破壊係数	CAS 番号
ペンタブロモジフルオロプロパン(HBFC-222 B5)	1.9	-
テトラブロモトリフルオロプロパン(HBFC-223 B4)	1.8	-
トリブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-224 B3)	2.2	-
ジブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-225 B2)	2	431-78-7
ブロモヘキサフルオロプロパン(HBFC-226 B1)	3.3	2252-78-0
ペンタブロモフルオロプロパン(HBFC-231 B5)	1.9	-
テトラブロモジフルオロプロパン(HBFC-232 B4)	2.1	-
トリブロモトリフルオロプロパン(HBFC-233 B3)	5.6	-
ジブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-234 B2)	7.5	-
ブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-235 B1)	1.4	460-88-8
テトラブロモフルオロプロパン(HBFC-241 B4)	1.9	-
トリブロモジフルオロプロパン(HBFC-242 B3)	3.1	70192-80-2
ジブロモトリフルオロプロパン(HBFC-243 B2)	2.5	431-21-0
ブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-244 B1)	4.4	679-84-5
トリブロモフルオロプロパン(HBFC-251 B3)	0.3	75372-14-4
ジブロモジフルオロプロパン(HBFC-252 B2)	1	460-25-3
ブロモトリフルオロプロパン(HBFC-253 B1)	0.8	421-46-5
ジブロモフルオロプロパン(HBFC-261 B2)	0.4	51584-26-0
ブロモジフルオロプロパン(HBFC-262 B1)	0.8	-
ブロモフルオロプロパン(HBFC-271 B1)	0.7	1871-72-3
ジクロロフルオロメタン(HCFC-21) クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	0.04	75-43-4
クロロシブルオロメダン(HCFC-22) クロロフルオロメタン(HCFC-31)	0.055	75-45-6
プロロブルオロメダン(HCFC-31) テトラクロロ	0.02	593-70-4
アトラクロロ フルオロエタン(HCFC-121)1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン	0.04	134237-32-4
(HCFC-121)	0.04	354-14-3
1,1,1,2-テトラクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-121a)		354-11-0
トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)		41834-16-6
1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-122)	0.08	354-21-2
1,1,2-トリクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-122a)	0.00	354-15-4
1,1,1-トリクロロ-2,2-ジフルオロエタン(HCFC-122b)		354-12-1
ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)		34077-87-7
1,1-ジクロロ-2,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123)	0.02	306-83-2
1,2-ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン(HCFC-123a)		354-23-4
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		90454-18-5
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123b)		812-04-4
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124)	0.022	2837-89-0
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124a)		354-25-6
トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)		27154-33-2
1,1,2-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131)	0.05	134237-34-6
		359-28-4
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロエタン(HCFC131a)		811-95-0
1,1,1-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131b) ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)、		2366-36-1
	0.05	25915-78-0
1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-132)		431-06-1

オゾン層破壊物質	オゾン層 破壊係数	CAS 番号
1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン(HCFC-132a)		471-43-2
1,2-ジクロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-132b)		1649-08-7
1,1-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HFCF-132c)		1842-05-3
クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)、		1330-45-6
1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-133)	0.06	431-07-2
		1330-45-6
2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(HCFC-133a) 1-クロロ-1,1,2-トリフルオロエタン(HCFC-133b)		75-88-7 421-04-5
		1717-00-6
ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)		25167-88-8
1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141)	0.07	430-57-9
1,1-ジクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-141a)		430-53-5
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)	0.11	1717-00-6
クロロジフルオロエタン(HCFC-142)	0.07	25497-29-4
2-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142)	0.07	338-65-8
1-クロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-142a)		338-64-7
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)	0.065	75-68-3
クロロフルオロエタン(HCFC-151)、	0.005	110587-14-9
1-クロロ-2-フルオロエタン(HCFC-151)	0.003	762-50-5
1-クロロ-1-フルオロエタン(HCFC-151a)		1615-75-4
ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	0.07	134237-35-7 29470-94-8
1,1,1,2,2,3-ヘキサクロロ-3-フルオロプロパン(HCFC-221ab)		422-26-4
ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)	0.09	134237-36-8
1,1,1,3,3-ペンタクロロ-2,2-ジフルオロプロパン(HCFC-222ca))		422-49-1
1,2,2,3,3-ペンタクロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-222aa)		422-30-0
テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)	0.08	134237-37-9
1,1,3,3-テトラクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン(HCFC-223ca)		422-52-6
1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3-トリフルオロプロパン(HCFC-223cb)		422-50-4
トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)	0.09	134237-38-0
1,3,3-トリクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-224ca)		422-54-8
1,1,3-トリクロロ-1,2,2,3-テトラフルオロプロパン(HCFC-224cb)		422-53-7
1,1,1-トリクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン(HCFC-224cc)		422-51-7
ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)	0.07	127564-92-5
2,2-ジクロロ-1,1,1,3,3- ペンタフルオロプロパン(HCFC-225aa)		128903-21-9
2,3-ジクロロ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ba)		422-48-0
1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225bb)		422-44-6
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)	0.025	422-56-0
1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)	0.033	507-55-1
1,1-ジクロロ-1,2,2,3,3- ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cc)		13474-88-9
1,2-ジクロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225da)		431-86-7
1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ea)		136013-79-1
1,1-ジクロロ-1,2,3,3,3- ペンタフルオロプロパン(HCFC-225eb)		111512-56-2
クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)	0.1	134308-72-8
2-クロロ-1,1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HCFC-226da)		431-87-8

オゾン層破壊物質	オゾン層	CAS 番号
ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC-231)	破壊係数 0.09	134190-48-0
1,1,1,2,3-ペンタクロロ-2-フルオロプロパン(HCFC-231bb)	0.03	421-94-3
テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)	0.1	134237-39-1
1,1,1,3-テトラクロロ-3,3-ジフルオロプロパン(HCFC-232fc)	0.1	460-89-9
トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)	0.23	134237-40-4
1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン(HCFC-233fb)		7125-83-9
ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)	0.28	127564-83-4
1,2-ジクロロ-1,2,3,3-テトラフルオロプロパン(HCFC-234db)		425-94-5
クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)	0.52	134237-41-5
1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-235fa)		460-92-4
テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)	0.09	134190-49-1
1,1,2,3-テトラクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-241db)		666-27-3
トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)	0.13	134237-42-6
1,3、3、トリクロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-242fa)		460-63-9
ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)	0.12	134237-43-7
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン(HCFC-243cc)		7125-99-7
2,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-243db)		338-75-0
3,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-243fa)	0.44	460-69-5
クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)	0.14	134190-50-4
3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-244ca)		679-85-6
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-244cc) トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)	0.01	421-75-0
1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-251fb)	0.01	134190-51-5 818-99-5
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-251lb)		421-41-0
ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-2510C)	0.04	134190-52-6
1,3-ジクロル-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-252fb)	0.04	819-00-1
クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)	0.03	134237-44-8
3-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-253fb)		460-35-5
ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)	0.02	134237-45-9
1,1-ジクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-261fc)		7799-56-6
1,2-ジクロロ-2-フルオロプロパン(HCFC-261ba)		420-97-3
クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)	0.02	134190-53-7
1-クロロ-2,2-ジフルオロプロパン(HCFC-262ca)		420-99-5
2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン(HCFC-262da)		102738-79-4
1-クロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-262fc)		421-02-03
クロロフルオロプロパン(HCFC-271)	0.03	134190-54-8
2-クロロ-2-フルオロプロパン(HCFC-271ba)		420-44-0
1-クロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-271fb)		430-55-7
ブロモクロロメタン	0.12	
ハイドロフルオロカーボン(CFC)を含む混合物、ハイドロクロロフル		
オロカーボン(HCFC)、パーフルオロカーボン(PFC)またはハイドロフルオロカーボン(HFC)を含むかどうか		
ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタンまたはジブ		
フロモグロロジブルオロメダブ、プロモドリブルオロメダブまだはジブーロモテトラブルオロエタンを含む混合物		
ヒドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含む混合物		
こしゅうしこうかからか 小り (HDFC) できら成り形		

オゾン層破壊物質	オゾン層 破壊係数	CAS 番号
パーフルオロカーボン(PFC)またはハイドロフルオロカーボン(HFC)		
を含むかどうかにかかわらず、クロロフルオロカーボン(CFC)を含まないハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含む混合物		
四塩化炭素を含む混合物		
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含む混合物		
ブロモメタン(臭化メチル)またはブロモクロロメタンを含む混合物		

注:これらの物質には、ここにリストされていない異性体が含まれている可能性があります。CAS 番号の付いた異性体が存在する場合は含まれています。

#### 表-ペルフルオロカルボン酸およびポリフルオロアルキル物質(PFAS)

パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、PFOS 関連物質、PFOA、PFOA 関連 物質を含むパーフルオロカルボン酸およびポリフルオロアルキル物質(PFAS)	CAS 番号
全ての完全にフッ素化された炭素鎖長、多くの場スルホン化化合物	-
C <sub>8</sub> F <sub>17</sub> SO <sub>2</sub> X(X = OH、金属塩、ハロゲン化物、アミド、その他の誘導体) ポリマーを含む	-
C8F17SO2、C8F17SO3 または C8F17SO2N のいずれかを含む化合物	-

#### 表-ポリ塩化ビフェニル (PCB) および特定の代替品

private to the content of the conten		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	CAS 番号	
ポリ塩化ビフェニル(すべての異性体および同族体)	1336-36-3	
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	76253-60-6	
モノメチルジクロロジフェニルメタン(Ugilec 121、Ugilec 21)	81161-70-8	
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8	

#### 表-ポリ塩化テルフェニル(PCT)

ポリ塩化テルフェニル(PCT)	CAS 番号
ポリ塩化テルフェニル(すべての異性体および同族体)	61788-33-8

#### 表-ポリ塩化ナフタレン

ポリ塩化ナフタレン	CAS 番号
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3
その他のポリ塩化ナフタレン	-

# 表- (PVC) ポリ塩化ビニル

ポリ塩化ビニル	CAS 番号
ポリ塩化ビニル(PVC)	9002-86-2
ポリ塩化ビニリデン(PVDC)	9002-85-1
その他のポリ塩化ビニル	-
PVC コポリマー	-

# 表-三置換有機スズ化合物

三置換有機スズ化合物	CAS 番号
トリフェニルスズ-N、N- ジメチルジチオカルバメート	1803-12-9
フッ化トリフェニルスズ	379-52-2
トリフェニルスズアセテート	900-95-8
塩化トリフェニルスズ	639-58-7
水酸化トリフェニルスズ	76-87-9
トリフェニルスズ脂肪酸((9-11 )塩)	18380-71-7
	18380-72-8
	47672-31-1
	94850-90-5
トリフェニルスズクロロアセテート	7094-94-2
メタクリル酸トリブチルスズ	2155-70-6
フマル酸ビス(トリブチルスズ)	6454-35-9
フッ化トリブチルスズ	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)2,3-ジブロモコハク酸塩	31732-71-5
酢酸トリブチルスズ	56-36-0
トリブチルスズラウレート	3090-36-6
フタル酸ビス(トリブチルスズ)	4782-29-0
アクリル酸アルキル (c=8)、メタクリル酸メチルおよびメタクリル酸トリブ	67772-01-4
チルスズの共重合体	
トリブチルスズスルファメート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレエート	14275-57-1
塩化トリブチルスズ	1461-22-9
	7342-38-3
トリブチルスズシクロペンタンカーボネート=混合物	85409-17-2
トリブチルスズ-1,2,3,4,4a、4b、5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメ	26239-64-5
チル-1-フェナントレンカルボン酸塩混合物	
その他の三置換有機スズ化合物	-

### 表-フッ素化温室効果ガス

ハイドロフルオロカーボン(HFC); パーフルオロカーボン(PFC); その他の過フッ素化化合物 不飽和ハイドロ(クロロ)フルオロカーボン; フッ素化エーテルおよびアルコール; その他の過フッ素化化合物

フッ素化温室効果ガス	地球温暖 化係数	CAS 番号
トリフルオロメタン(フルオロホルム)(HFC-23)	14800	75-46-7
ジフルオロメタン(HFC-32)	675	75-10-5
フルオロメタン(フッ化メチル)(HFC-41)	92	593-53-3
ペンタフルオロエタン(HFC-125)	3500	354-33-6
1,1,2,2- テトラフルオロエタン(HFC-134)	1100	359-35-3
1,1,1,2- テトラフルオロエタン(HFC-134a)	1430	811-97-2
1,1,2- トリフルオロエタン(HFC-143)	353	430-66-0
1,1,1- トリフルオロエタン(HFC-143a)	4470	420-46-2
1,2- ジフルオロエタン(HFC-152)	53	624-72-6
1,1- ジフルオロエタン(HFC-152a)	124	75-37-6
フルオロエタン(フッ化エチル)(HFC-161)	12	353-36-6
1,1,1,2,3,3,3- ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)	3220	431-89-0
1,1,1,2,2,3- ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)	1340	677-56-5
1,1,1,2,3,3- ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)	1370	431-63-0
1,1,1,3,3,3- ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	9810	690-39-1
1,1,2,2,3- ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	693	679-86-7
1,1,1,3,3- ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)	1030	460-73-1
1,1,1,3,3- ペンタフルオロブタン(HFC-365 mfc )	794	406-58-6
	1640	138495-
1,1,1,2,2,3,4,5,5,5- デカフルオロペンタン(HFC-43-10 MEE )	1040	42-8
テトラフルオロメタン(ペルフルオロメタン、四フッ化炭素)(PFC-14)	7,390	75-73-0
ヘキサフルオロエタン(パーフルオロエタン)(PFC-116)	12,200	76-16-4
オクタフルオロプロパン(パーフルオロプロパン)(PFC-218)	8,830	76-19-7
デカフルオロブタン(パーフルオロブタン)(PFC-3-1-10(R-31-10))	8,860	355-25-9
ドデカフルオロペンタン(ペルフルオロペンタン)(PFC-4-1-12(R-41- 12))	9,160	678-26-2
テトラデカフルオロヘキサン(パーフルオロヘキサン)(PFC-5-1-14(R-51-14))	9,300	355-42-0
オクタフルオロシクロブタン(ペルフルオロシクロブタン)(PFC-c-318)	10,300	115-25-3
HFC-1234yf	4	-
HFC-1234ze	7	-
HFC-1336mzz	9	-
HCFC-1233zd	4.5	-
HCFC-1233xf	1	-
HFE-125	14,900	-
HFE-134 (HG-00)	6,320	-
HFE-143a	756	-
HCFE-235da2(イソフルラン)	350	-
HFE-245cb2	708	-
HFE-245fa2	659	-

フッ素化温室効果ガス	地球温暖 化係数	CAS 番号
HFE-254cb2	359	-
HFE-347 mcc3 (HFE-7000)	575	-
HFE-347pcf2	580	-
HFE-356pcc3	110	-
HFE-449sl (HFE-7100)	297	-
HFE-569sf2 (HFE-7200)	59	-
HFE-43-10pccc124(H- ガルデン 1040x)HG-11	1,870	-
HFE-236ca12 (HG-10)	2,800	-
HFE-338pcc13 (HG-01)	1,500	-
HFE-347 mmy1	343	-
2.2.3.3.3-ペンタフルオロプロパノール	42	-
ビス(トリフルオロメチル)-メタノール	195	-
HFE-227ea	1,540	-
HFE-236ea2(デスフルオラン)	989	-
HFE-236fa	487	-
HFE-245fa1	286	-
HFE 263fb2	11	-
HFE-329 mcc2	919	-
HFE-338 mcf2	552	-
HFE-338 mmz1	380	-
HFE-347 mcf2	374	-
HFE-356 mec3	101	-
HFE-356 mm1	27	-
HFE-356pcf2	265	-
HFE-356pcf3	502	-
HFE 365 mcf3	11	-
HFE-374pc2	557	-
ペルフルオロポリメチルイソプロピルエーテル(PFPMIE)	10,300	-
三フッ化窒素	17,200	-
五フッ化トリフルオロメチル硫黄	17,700	-
ペルフルオロシクロプロパン	17,340	-

### 一般的な混合物

ABANCA GARAM IND				
ブレンド	成分	組成(%)		
R400	CFC-12 / CFC-114			
R401A	HCFC-22 / HFC-152a / HCFC-12427	(53.0 / 13.0 / 34.0)		
R401B	HCFC-22 / HFC-152a / HCFC-124	(61.0 / 11.0 / 28.0)		
R401C	HCFC-22 / HFC-152a / HCFC-124	(33.0 / 15.0 / 52.0)		
R402A	HFC-125 / HC-290 / HCFC-22	(60.0 / 2.0 / 38.0)		
R402B	HFC-125 / HC-290 / HCFC-22	(38.0 / 2.0 / 60.0)		
R403A	HC-290 / HCFC-22 / PFC-218	(5.0 / 75.0 / 20.0)		
R403B	HC-290 / HCFC-22 / PFC-218	(5.0 / 56.0 / 39.0)		
R404A	HFC-125 / HFC-143a / HFC-134a	(44.0 / 52.0 / 4.0)		
R405A	HCFC-22 / HFC-152a / HCFC-142b / PFC-318	(45.0 / 7.0 / 5.5 / 42.5)		
R406A	HCFC-22 / HC-600a / HCFC-142b	(55.0 / 4.0 / 41.0)		

ブレンド	成分	組成 (%)
R407A	HFC-32 / HFC-125 / HFC-134a	(20.0 / 40.0 / 40.0)
R407B	HFC-32 / HFC-125 / HFC-134a	(10.0 / 70.0 / 20.0)
R407C	HFC-32 / HFC-125 / HFC-134a	(23.0 / 25.0 / 52.0)
R407D	HFC-32 / HFC-125 / HFC-134a	(15.0 / 15.0 / 70.0)
R407E	HFC-32 / HFC-125 / HFC-134a	(25.0 / 15.0 / 60.0)
R407F	HFC-32 / HFC-125 / HFC-134a	(30.0 / 30.0 / 40.0)
R408A	HFC-125 / HFC-143a / HCFC-22	(7.0 / 46.0 / 47.0)
R409A	HCFC-22 / HCFC-124 / HCFC-142b	(60.0 / 25.0 / 15.0)
R409B	HCFC-22 / HCFC-124 / HCFC-142b	(65.0 / 25.0 / 10.0)
R410A	HFC-32 / HFC-125	(50.0 / 50.0)
R410B	HFC-32 / HFC-125	(45.0 / 55.0)
R411A	HC-1270 / HCFC-22 / HFC-152a	(1.5 / 87.5 / 11.0)
R411B	HC-1270 / HCFC-22 / HFC-152a	(3.0 / 94.0 / 3.0)
R411C	HC-1270 / HCFC-22 / HFC-152a	(3.0 / 95.5 / 1.5)
R412A	HCFC-22 / PFC-218 / HCFC-142b	(70.0 / 5.0 / 25.0)
R413A	PFC-218 / HFC-134a / HC-600a	(9.0 / 88.0 / 3.0)
R414A	HCFC-22 / HCFC-124 / HC-600a / HCFC-142b	(51.0 / 28.5 / 4.0 / 16.5)
R414B	HCFC-22 / HCFC-124 / HC-600a / HCFC-142b	(50.0 / 39.0 / 1.5 / 9.5)
R415A	HCFC-22 / HFC-152a	(82.0 / 18.0)
R415B	HCFC-22 / HFC-152a	(25.0 / 75.0)
R416A	HFC-134a / HCFC-124 / HC-600	(59.0 / 39.5 / 1.5)
R417A	HFC-125 / HFC-134a / HC-600	(46.6 / 50.0 / 3.4)
R418A	HC-290 / HCFC-22 / HFC-152a	(1.5 / 96.0 / 2.5)
R419A	HFC-125 / HFC-134a / HE-E170	(77.0 / 19.0 / 4.0)
R420A	HFC-134a / HCFC-142b	(88.0 / 12.0)
R421A	HFC-125 / HFC-134a	(58.0 / 42.0)
R421B	HFC-125 / HFC-134a	(85.0 / 15.0)
R422A	HFC-125 / HFC-134a / HC-600a	(85.1 / 11.5 / 3.4)
R422B	HFC-125 / HFC-134a / HC-600a	(55.0 / 42.0 / 3.0)
R422C	HFC-125 / HFC-134a / HC-600a	(82.0 / 15.0 / 3.0)
R500	CFC-12 / HFC-152a	(73.8 / 26.2)
R501	HCFC-22 / CFC-12	(75.0 / 25.0)
R502	HCFC-22 / CFC-115	(48.8 / 51.2)
R503	HFC-23 / CFC-13	(40.1 / 59.9)
R504	HFC-32 / CFC-115	(48.2 / 51.8)
R505	CFC-12 / HCFC-31	(78.0 / 22.0)
R506	CFC-31 / CFC-114	(55.1 / 44.9)
R507A	HFC-125 / HFC-143a	(50.0 / 50.0)
R508A	HFC-23 / PFC-116	(39.0 / 61.0)
R508B	HFC-23 / PFC-116	(46.0 / 54.0)
R509A	HCFC-22 / PFC-218	(44.0 / 56.0)

# Appendix F-重要なコンポーネントの安全トレーサビリティ要件

項目	プラスチック&発泡材	ワイヤーハーネス	サーキットボード	安全ラベル
要件	物質は、安全機関の検査官が特定できるものでなければなりません。	UL Recognized Wire Harness Manufacturer's Program および CSA Certified Wire Harness Program に基づき製造された ことを確認できる。	UL Recognized Component Printed Wiring Program に基づき製造された ことを確認できる。	UL and CSA Marking and Labeling System approval programs. に基づき作成された ものであることが確 認できる。
出にイ求報	1. 成形 ま者 2. コダメノーカータメーカータメークのでは 3. 原 カーカック アイテンプイン (Cycoloy C6200) 5. 成形の月と年 6. UL Recognized Molder program number (さらでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からにない。では、カーには、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーでは、カーで	輸送用コンテナまた は各ハーネスのワイ ヤハーネスラベル	UL Printed Wiring Program に従って部 品にマークを付けま す。 (例:製造業者名ま たは商標、ボードタ イプ)。	製造業者の識別情報(名称や商標など)おべいタイプ 123 など)。
コが出レリ供が分れトビ提	・輸送用容器に収められたは梱包用を記載しまたは個を記載、上記6項目を記載、上記6項目を記載、もしくは、この6項目を記載となった。	・個々のハーネスにラ ベルを貼って下さい。 ・配送用の最小梱包に ラベルを貼って下さい。 ・ハーネスを入れた輸 ・ハーの箱にラベルを 貼って下さい。	UL プリント配線プログラムの要件に従っ て部品にマークして 下さい。	・CSA 承認ラベル の場合、各ラベル に識別子を配置します。 ・UL 承認ラベル の場合、各ラベル または最小の配送 パッケージに識別 子を配置します。
関サヤ 安期 こ	部品は UL Recognized Fabricated Parts Program に従って生産 される。	ハーネスは UL Recognized Wiring Harness Manufacturer プログ ラムに従い生産され 、CSA 認定を受け る。	部品は UL Recognized Printed Wiring Board プログ ラムの下で生産され る。	安全ラベルは、UL/ CSAの「マーキング およびラベリングシ ステム」要件に承認 される。

<sup>\*</sup>UL: Underwriters Laboratories Inc. アメリカ保険業者安全試験所

CSA: Canadian Standards Association カナダ規格協会

# Appendix G - 包装材の参考事項

#### 欧州議会および理事会指令 94/62/EC 包装と包装の廃棄物

(EU 指令 2018/852 により修正)

詳細については、<a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994L0062&rid=6">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31994L0062&rid=6</a> で確認できます。

#### プラスチック包装材料

SPI 樹脂の識別コードに関する詳細情報は、次のサイトで確認できます。 https://www.astm.org/Standards/D7611.htm

#### 木材梱包材

承認された処理には、臭化メチルによる燻蒸や熱処理(HT)が含まれ、コア温度 56℃ (133°F)で 30分間加熱します。キルン乾燥(KD)または化学的圧力含浸(CPI)は、この熱処理仕様を満たす範囲内で、熱処理と見なすことができます。

処理済みの木材梱包材には、国際植物防疫条約 (IPPC) のロゴ、ISO 2 文字の国コードに続いて、国家植物防疫機関 (NPPO-National Plant Protection Organization) によって生産者に割り当てられた固有の番号、および IPPC が承認した植物防疫上の処理方法の略語をマークする必要があります。 (例: HT および MB)。

リサイクル、再生、または修理された木製の梱包材は、再認証および再マーキングする必要があります。そのような材料のすべてのパーツは処理されている必要があります。

詳細については、https://www.ippc.int/で確認できます。

#### 手動処理要件に関する欧州理事会指令 90/269 / EEC

詳細については、次を参照してください。 https://osha.europa.eu/en/legislation/directives/6

韓国分別廃棄マーク (Korean Separate Discharge System)

詳細については、次を参照してください。

Korean Separate Discharge System

<u>(トップに戻る)</u>

# Appendix H - 包装材内の重金属のテストとサンプリングの手順

化学	分析方法	規格	試験方法*
カドミウム	誘導結合プラズ	Pb, Hg, Cr(VI)との合計で	6010
Cd	マ	100 ppm 未満	
鉛	誘導結合プラズ	Cd, Hg, Cr(VI) との合計で	6010
Pb	マ	100 ppm 未満	
水銀	冷蒸気原子吸光	Cd, Pb, Cr(VI) との合計で	7470, 7471
Hg	分析	100 ppm 未満(VI)	
六価クロム	原子吸光分析	Cd, Pb, Hg との合計で	7190, 7195, 7196, 7197
Cr(VI)		100 ppm 未満	

<sup>\*</sup>試験方法- The US EPA's SW 846 set of analytical methods for the determination of chemical concentrations in wastes and other materials.

# Appendix I -改訂履歴

#### (実施者名)

Ver.	Section	変更内容	日付
7.1	5.3	5.3 TSCA section 6 (h) - : 難分解性、生体蓄積性および毒性を有する化学物質(PBT 物質)を追加挿入。従来の 5.3 を 5.4、以降の項目番号も変更。	6/8/2021
7.0	8.3	8.2 申告が必要な資料を追加。	5/15/2017
	全て	書式の更新。(E.Semple)	4/27/2017
	6.2.2	<u>Proposition 65</u> の記述に、Proposition 65 ラベルが必要な物質としてフタル酸エステル、 PCB を追加。および「コダックの承認がない限り」の記述を追加しました。	
	Appendix G	従来の Appendix G を削除、Appendix H, I, J を G, H に変更し、I を改訂履歴に割り振りました。 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	3.3	「コダックが許可したサードパーティーから全てのサプライヤーの事業所に、適合性情報の提供を依頼する場合もあります。」を追加(C. Hasenauer)	6/26/2018
	3.4	「協力会社(下請など)を使用する場合は、そことの情報交換を適正に管理して下さい。」に文言を修正。(C. Hasenauer)	6/26/2018
	3.5	提出先に「コダック 購買担当部署」の記述を追加 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	4.0	EEE として扱われる部品に関する記述を修正。パッケージング関連製品コンポーネントへの参照を削除 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	4.0	紛争鉱物の記載を、米国証券取引委員会フォーム SD および EU 規制 2017/821 で定義されている」と改訂。(C. Hasenauer)	6/26/2018
	4.0	大型据付式産業用工具(LSSIT)-の定義を追加 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	4.0	ナノマテリアルの定義を追加(E.Semple )	6/26/2018
	4.0	パッケージング関連コンポーネントを削除 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	5.0、5.5.7 、5.6	化学物質と包装を含む EEE のセクションを追加(P. Vernaudon / C. Hasenauer)	6/26/2018
	5.4	IEC および ANSI 指定を追加 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	5.5.1、5.5.2	Appendix G への参照を削除 (C. Hasenauer)	6/26/2018
	6.0、6.8	「包装」項目を追加(P. Vernaudon)お n	6/26/2018
	6.2.4	ナノ材料の要件を改訂(E.Semple)	6/26/2018
	7.0、7.10	「包装」項目を追加(P. Vernaudon)	6/26/2018
	7.2.1	殺生物剤の引火点、pH、反応性、LogP を削除(E.Semple)	6/26/2018
	7.2.2	ナノ材料の要件を改訂(E.Semple)	6/26/2018
	7.2.3	フッ素ガスを追加、オゾン層破壊物質の要件を修正(P. Vernaudon)	6/26/2018
	7.5	SVHC 要件を追加(lan Barford)	6/26/2018
	7.7	「製品要件仕様書(PRD)で特定された」という表現を削除	6/26/2018
	8.1	「環境への影響」項目を追加(P. Vernaudon )	6/26/2018
	4 定義	大型据付式産業用工具(LSSIT)定義に WEEE ディレクティブへの参照を追加(P. Vernaudon / C. Hasenauer)	8/10/2018
	8.5	ビニール袋の使用制限に関する記述を追加	8/9/2018
	Appendix C	フロンガスに関する項目を追加(P. Vernaudon)	6/26/2018
	Appendix E	フロンガスの表を追加、オゾン層破壊物質 ODS の表を更新(P. Vernaudon)	6/26/2018
	3.2	「この問合せは、コダックが認可したサードパーティーを通じて行われる場合があります。」を追加 (C. Hasenauer)	12/5/2019

Ver.	Section	変更内容	日付
	3.5	「DF」を「以前に提出した申告フォーム」に置き換え、「機器や部品のサプライヤーで、コダックがそれらの機器や部品の認証に対しサードパーティーを使用する対象になっている場合は、関係当局が年に複数回改訂する規制物質や報告義務がある物質のリストに合わせて、継続して対応する必要があります。」を追加(C. Hasenauer)	12/5/2019
	4.0 (EEE)	「ペーパートレイ」を「組立機器製品やシステムに組込まれるサブアセンブリーの機器や電気機器など」に置き換え(C. Hasenauer)	12/5/2019
	5.2	タイトルに「EU REACH」を追加、最初の文の最後に「構成記事」を追加、「認可されたサードパーティからの適合性情報の収集」に関する文章を追加(C. Hasenauer)	12/5/2019
	5.5.2	C-Tick を RCM に置き換え(C. Hasenauer)	12/5/2019
	5.5.1	標準という用語を移動し「ASTM 標準」に変更(C. Hasenauer)	12/5/2019
	5.5.8	古い規制を現在の規制に置き換え(C. Hasenauer)	12/5/2019
	Appendix A	リンクアドレス更新(C. Hasenauer)	12/5/2019
	Appendix B	リンクアドレス更新(C. Hasenauer)	12/5/2019
	6.0	「木材の合成」リンクを削除(C. Hasenauer)	12/5/2019
	5.1	Kodak ROHS 例外「サプライヤーは、CDD 2015/863 で指定された物質が規定のしきい値を超える濃度で使用されることを示す書面による宣言を提供します(2017 年 12 月 31日まで許可されます)」を削除(C. Hasenauer)	12/5/2019
	1.0	「本仕様書は定期的に改訂されますので、サプライヤーは最新の仕様書の内容を www.kodak.com/go/hsesupplier で確認頂きますようお願いします。」と変更 (P. Vernaudon)	12月12日 /2019
	4.0	フレキソ印刷版を削除(P. Vernaudon )	12 月 12 日 / 20 19
	5.5	「法に従った記載の書面を装置に同梱することを説明して下さい。その例としては、 EU 機械指令に対する CE 適合宣言書をもつ、シリアルナンバーを付けた装置がありま す。」を追加	12/12/2019
	7.6	Log Pow への参照を削除 (I. Barford)	12/17/2019
	6.2.1	SVHC の候補リストの参照を修正(I. Barford)	12/17/2019
	7.5	SVHC の候補リストの参照を修正(I. Barford)	12/17/2019
	8.4	SVHC の候補リストの参照を修正(I. Barford)	12/17/2019
	Appendix B	「PFOS および関連物質」に加え、すべての PFAS をカバーするように PFOS の物質を更新しました(I. Barford)	12/17/2019
	Appendix C	「PFOS および関連物質」だけでなく、すべての PFAS をカバーするように、PFOS の欄を更新(I. Barford)	12/17/2019
	Appendix E	「PFOS および関連物質」だけでなく、すべての PFAS をカバーするように PFOS エントリを更新(I. Barford)	12/17/2019
	8.8.4	通知番号 2019-244(L. Li)に関し、 色付きポリエチレンテレフタレート(PET)ボトル を追加 (L.Li)	1/8/2020
	8.5	2 番目の段落を追加(P. Vernaudon)	1/15/2020
	3.3	3 番目の段落を追加(C. Hasenauer)	1/15/2020
		フォーマットの変更(C. Hasenauer)	1/20/2020
	定義	EU 規制番号を 696 に修正	1/30/2020
6.0	5.1	CDD 2015/863 への参照を追加し、一部の文言を編集しました	2015年12月
	5.2	サプライヤーが含まれている場合に開示する必要があるとアイテム> 0.1%SVHC のリストを追加しまし秒	15 日

Ver.	Section	変更内容	日付
	5.5.2	修正されたエラー:5 dBA 増加しましたが 5 dBA 減少しました	
	6.2	サプライヤーが含まれている場合に開示する必要があるとアイテム> 0.1%SVHC のリス	
		トを追加しまし秒	
	7.5	要請に応じて、サプライヤーがコダックが他の REACH 規則などの要件を満たすのを支	
		援するための情報を提供するという期待が含まれています	
	8.6.4	中国の表示要件を削除	
	Appendix C	CMR カテゴリの下の EU カテゴリを削除しました。	
	Appendix G	標準の複数の更新	
	3.6	特別なアプリケーションの例として、食品接触アプリケーションを追加しました	
	4.0	更新された記事の定義	
		電気製品は電気電子機器(EEE)に置き換えられ、定義が更新されました。	
		パッケージを削除 94/62 / EC リファレンス	
		包装関連製品コンポーネント-電気技術製品を EEE に置き換え	
	5.0	電気技術製品要件から電気電子機器(EEE)要件にセクションの名前を変更	
		5.1 RoHS 閾値要件基準に例外を追加	
		5.4 「含むが、それに限定されない」を追加	
		5.5 複合木材セクションの削除	
		5.6 更新されたセクションタイトルと、電気電子機器(EEE)を備えた電気製品のすべ	
		てのリファレンス	
		5.6.1 「リクエストに応じて」削除	
		5.6.6 化学物質と定義を含むセクションのタイトルを EEE に更新	
	6.0	6.1「電気技術」を「電気電子機器」に置き換え	
		6.2.3 セクションタイトルから廃棄物を削除	
		6.4 指令を規制に置き換える例を更新	
		6.6 複合材のセクションを削除	2011/
5.0	7.0	7.2.1 セクションのタイトルを更新し、追加要件を追加(VOC、LogP <sub>ow</sub> 、鉱油)	2014年12
		7.3 1910.1200 OSHA 参照を削除しました。SDS が提供されるすべての国の言語で提供さ	月 15 日
		れる必要があるという要件が追加されました。	
		7.6 指令を規制に置き換えた例を更新	
	8.0	8.6.1 「料金」を「報告」に置き換えたセクションタイトルを更新し、リサイクルコン テンツの要件を追加	
		- プラの安性を追加 - 8.6.3。削除さ基準 62 分の 94 / EC	
		8.6.3.B 90/269 / EC への参照を削除	
		8.6.3.C 2009/251 / EC への参照を削除	
	Appendix A	電気技術製品の要件および電気技術のすべての参照から電気電子機器(EEE)要件にセ	
	Appendix A	東京政府表面の安件のよび電気技術のすべての参照から電気電子機器(EEE) 安件にと   クションの名前を変更	
	Appendix B	「不純物として」追加し、重量で 0.1%(1000 ppm)を超えるしきい値レベルを更新	
	лурспик в	発がん性の疑いがあるものとして IARC 2B を追加	
	Appendix C	「不純物として」追加し、重量で 0.1%(1000 ppm)を超えるしきい値レベルを更新	
	Appendix C	発がん性の疑いがあるものとして IARC 2B を追加	
	Appendix D	ポリ塩化ビニル(PVC)およびポリ塩化ビニリデン(PVDC)を削除	]
	Appendix G	EU / EFTA EN ISO 14121-1 機械の安全性、リスク評価の原則を削除	
	3.1.3	3.1.3 紛争鉱物報告要件を「要求時」に変更	
	4.0	定義現在の製品ポートフォリオを反映するために例を更新	
	4.0 た我現住の製品が一トフォリオを反映するために例を更新 5.0 5.1 使用制限物質リストを IEC 62474 宣言可能物質グループおよび宣言可能物質に変更		1
	5.0	5.1 使用前限物質リストを IEC 62474 亘言可能物質ソループのよび亘言可能物質に変更 しました。IEC 62474 参照物質にリストされている詳細 CAS を置換	
		5.2 変更されたセクションのタイトル	
	<u> </u>	3.6 久入し10に ピノノコンソア 1 1 72	

Ver.	Section	変更内容	日付
		5.6.2 ガードバンド要件の削除(PRD- 製品要件ドキュメントに引き続き記載)	
		5.6.3 大規模オペレーティングシステムのサウンド要件の改訂。オフィス/自宅使用の要	
		件を削除しました。	
		5.6.4 適用される規制レベルを満たすためのエネルギー効率要件の定義	
		5.6.5 OEL 要件および屋内空気汚染物質を定量化するための要件を追加しまし	
		た。	
		削除されたプラスチック要件 バッテリーとして販売される個別にパッケージ化されたバッテリーのバッテリー要件	
		ハッテリーとして販売される個別にハッケーン化されたハッテリーのハッテリー安件	
		内蔵バッテリーは規制要件を満たす必要があります	
	6.0	6.1 制限物質リストを IEC 62474 宣言可能物質グループおよび宣言可能物質に変更しま	
	0.0	した。IEC 62474 参照物質にリストされている詳細 CAS を置換	
		6.2 セクションのタイトルの変更	
		削除されたプラスチック要件	
4.0	8.0	8.2 セクションタイトルの変更	2013/12/17
		8.4 紙の要件を満たす代替手段として FSC ソースを追加しました。さまざまな用紙タイ	
		プの特定のリサイクル要件を削除しました。	
		8.6.2 消費者向けビニール袋の要件を「	
		アメリカ"	
		「分離可能な包装」と「日本の要件」要件を削除	
	Appendix A	表 1 および 2 を IEC 62474 の宣言可能物質グループおよび宣言可能物質の Web アドレ	
		スに置き換えました。IEC 62474 参照物質を使用して、利用可能な Chemical Abstract Services(CAS)番号で詳細化学物質リストを識別します	
	Appendix B	表 B1 を IEC 62474 宣言可能物質グループおよび宣言可能物質の Web アドレスに置き換	
	Аррения в	えました。IEC 62474 参照物質を使用して、利用可能な Chemical Abstract Services	
		(CAS) 番号で詳細化学物質リストを識別します	
		IEC 62474 の報告対象アプリケーションを All に変更。これは、多くの場合、記事が電	
		気技術アプリケーションの範囲内にあるためです。	
		GMR カテゴリー2 を含むように CMR 定義を変更し、「発がん性物質の疑いがある」を	
		含むように範囲を拡大しました	
		強力な増感剤を除くすべてのカテゴリのレポート対象アプリケーションを「すべて」	
		Appendix B を 1 つの表にまとめた	
	Appendix C	GMR カテゴリー2 を含むように CMR 定義を変更し、「発がん性物質の疑いがある」を	
	Annandin	含むように範囲を拡大しました 加えアスベスト、ジオクチルスズ(DOT)化合物、ジメチルフマル酸、ホルムアルデ	
	Appendix D	加えアスペスト、シオクテルスス(DOI) 化合物、シメテルフマル酸、ホルムアルテ ヒド、臭化メチルおよびトリ-置換有機スズ化合物	
	Appendix E	Appendix C または D で物質をさらに定義しないすべての CAS リストを削除しました。	
	Appendix L	Appendix A および B は、IEC 62474 参照物質を使用して、利用可能な Chemical Abstract	
		Services(CAS)番号で詳細化学リストを識別します。	
	Appendix G	製品の安全性と EMC の参照を識別するための新しい Appendix 。[新しい Appendix G の	
		後の表は、新しい Appendix 文字を反映するように名前が変更されましたが、内容は変	
		更されていません。]	
	Appendix H	「消費者向けのビニール袋のマーキング」への言及を削除	
	3.1.3	3.1.3 変更「紛争鉱物」を「紛争金属要件」。新しい米国の規制を満たすために必要な	
		年次報告要件を追加	

Ver.	Section	変更内容	日付
	4.0	「紛争金属」は「紛争鉱物」に変更されました。「紛争鉱物」には、タンタル、ス	
		ズ、タングステン、および金のすべての供給源が含まれることを明確にしました(以	
		前に述べた「紛争金属」には、紛争の資金調達を決定したサプライヤーから供給され	
		た材料のみが含まれていました)。	
		電気技術製品–完成した電気技術製品の例を追加	
	5.0	5.7.1 製品安全にマニュアル/ガイド要件を追加	
		5.7.9 冷媒の例に「追加のラベル付け」要件を追加	
	8.0	8.4 紙製パッケージの森林認証スキームオプションを削除	
		8.7.2 コダックはすべての国のすべてのプラスチック(RPPC を含む)のマーキングを必	
		要とするため、米国の規制 RPPC SPI 樹脂識別マーキング要件を削除しました(セクシ	
		ョン 8.3「プラスチック包装」を参照)	
3.0	Appendix A	BFR / CFR-プリント配線板ラミネートの低要件を追加し、CFR を BFR から分離しました	2012/12/18
	表 1	(それぞれに個別のエントリがあります)	
		DBT、DOT、ジメチルフマレート、PCT、短鎖塩素化パラフィン、三置換有機スズ化合	
		物-「製品における%」から「均質物質中の%」から閾値	
		HBCDD-個別のエントリを追加(BFR エントリから削除)	
		PVC / PVDC - しきい値を重量で総塩素含有量の 0.1%に変更(以前は意図的な添加され	
		ていた)	
		報告要件がサプライヤー責任(セクション 3)に既にリストされているため、「競合	
		金属」を削除	
		バッテリー中のカドミウム-しきい値を 5ppm から 10ppm に増加	
	表 2	電池中の水銀-すべての電池タイプに「意図的添加なし」を詳細し(ボタンセルの	
		み)、意図しない添加閾値を 1ppm(1000 ppm から)に削減	
		バッテリー内の PVC -指定された制限は乾電池用であり、均質物質のしきい値を意図的	
		な添加したものから 0.1 重量%に変更しました	
		報告要件がサプライヤー責任(セクション 3)に既にリストされているため、「競合	
		金属」を削除	
	Appendix B	BFR –「報告可能なアプリケーション」をすべてに変更	
		CFR-記事の制限を削除(該当なし)	
		HBCDD-個別のエントリを追加(BFR エントリから削除)	
		過塩素酸塩–追加要件	
		報告要件がサプライヤー責任(セクション3)に既にリストされているため、「競合	
		金属」を削除	
		消費者向け製品はすべてのレポート対象アプリケーションに追加されました	
	Appendix C	報告要件がサプライヤー責任(セクション3)に既にリストされているため、「競合	
		金属」を削除	
	Appendix E	BFR、CFR、および HBCDD – JIG に一致するように 3 つのテーブルに分かれています	
		PVC-追加された PVC コポリマー	
		報告要件がサプライヤー責任(セクション 3)に既にリストされているため、「競合	
		金属」を削除	
		消費者向け製品はすべてのレポート対象アプリケーションに追加されました	
	Appendix A	英語以外の翻訳に合わせて、「難燃剤」を「臭素化難燃剤/塩素化難燃剤」に変更しま	
	および B	した。英語以外の翻訳はバージョン 2.0 のままです。英語のみがバージョン 2.01 にな	
		ります。	
	1.0	現在の EKSP-2285 が見つかる Web サイトのアドレスを追加しました	
	3.0	既存の要件を 3.1.1 および 3.1.2 に再フォーマット	
		3.1.3 コンフリクトメタルの要件を追加	

Ver.	Section	変更内容	日付
		3.2 サプライヤがコダックの Web サイトから直接 DF を入手できるようになったことを	
		通知	
		3.3 「第 3 層」を追加	
	4.0	記事- 例のリストに印刷物とフレキソ印刷版を追加	
		コンフリクトメタルを追加	
		同種物質を追加	
		関連製品コンポーネントのパッケージ化-「(ラベルなど)」の例を追加	
2.01	5.0	5.1 説明された Appendix A は、表 1(電池を除く電気技術製品)と表 2(電池)に分か	2012年1月
		れています。	31日
		手動分離後に単一樹脂を配置するように順序を切り替え、リサイクル可能なプラスチ	
		ックの定義を追加	
		単一樹脂の前に手動分離を配置する順序を切り替え、手動分離の例外を追加	
		5.5.1 Appendix A のカドミウムしきい値が規制要件に対応しているため、ニッケルカド	
		ミウム二次電池の禁止を削除	
		必要な情報のリストにバッテリー重量を追加しました	
		5.7 完成した電気技術製品の追加例として、プレス、プレートセッター、プレートプロ	
		セッサを追加	
		5.7.1 明確化された製品は、国固有の要件がない場合、適用される IEC 安全基準に準拠	
		する必要があります	
		5.7.2 明確化された製品は、国固有の要件がない場合、該当する IEC EMC 規格に準拠す	
		る必要があります	
		ガードバンド要件を追加	
		5.7.3 音圧レベルを測定するためのテスト手順を追加	
		5.7.4B 外部電源の要件が単一電圧クラス A 製品に適用されることを明確化	
		5.7.6 消耗品要件を使用する製品からの追加放出 5.7.7 紙およびプリンター材料の要件を追加	
		5.7.8 SDS 要件の追加	
2	6.0	6.2.2 1986 年のカリフォルニア州の飲料水および毒性強制法(提案 65)の要件を追	2011年11
_	0.0	加	月11日
		″ <sup>6</sup>   6.2.3 有害廃棄物を Appendix B からセクション 6.0 に移動しました。危険なコンポーネ	// 11 11
		ントの決定の基礎として使用されるテーブルを修正し、TCLP 要件を追加しまし	
		た。	
		~。 6.2.4 ナノマテリアルの定義を修正し、コダックにナノマテリアルのサイズ分布データ	
		および利用可能なその他のデータを提供する要件を追加	
		6.6.1 例外リストにラベルを追加しました	
		6.6.2 および 6.6.3 単一樹脂の順序の切り替えと手動分離	
		6.9。要求された場合、放出テストまたはデータを提供するサプライヤー要件を追	
		л	
	7.0	7.2.1 有害廃棄物を Appendix C からセクション 7.0 に移動しました。危険な成分を決定	
		するために使用される表を修正し、引火点、pH、反応性の評価を提供するための要件	
		を追加しました	
		7.2.2 ナノマテリアルの定義を修正し、コダックにナノマテリアルのサイズ分布データ	
		および利用可能なその他のデータを提供する要件を追加	
		7.2.3 紛争金属の要件を追加	
		7.3 該当する SDS に GHS 要件を追加	
		7.4 グローバルインベントリステータスリストに EINECS を追加	
		7.5 「担当者のみ」を「代表者のみ」に変更	
		7.8 要求された場合、放出テストまたはデータを提供する要件を追加	

Ver.	Section	変更内容	日付
		7.9 紙と印刷物の要件を追加	
	8.0	8.2.2 8.7.6 でカバーされている「発泡プラスチック」要件を削除	
2	Appendix A	Appendix A を 2 つの表に分けました。表 1 は電池を除く電気製品用)、表 2 は電池	
		・・ (埋め込み電池を含む)用です	
		「臭素化難燃要件」を「難燃剤」に変更し、含まれる化学物質のリストに塩素化難燃	
	表 1	剤を追加	
		「カドミウムの」均質物質をカドミウム/カドミウム化合物に追加	
		「クロムの」均質物質をクロム/クロム化合物に追加	
		DecaDBE は PBDE カテゴリに含まれているため削除しました	
		DBT、DOT、三置換有機スズ化合物、TBTO に「スズの」均質物質を追加	
		「鉛の」均質物質を鉛/鉛化合物に追加	
		「水銀中」の均質物質を水銀/水銀化合物に追加しました	
		オゾン層破壊物質のしきい値レベルに「意図的な添加」を追加	
		PFOS / PFOS 関連物質に「または存在することがわかっている」要件を追加	
		しきい値レベルを変更して「意図的な添加」を追加し、脚注 4 を両方の PBDE および三	
		置換有機スズ化合物に追加	
		PCT しきい値レベルを重量で.005%に変更	
		PVC / PVDC しきい値レベルを「意図的な添加」に変更し、報告可能なアプリケーショ	
		ンを「ワイヤ絶縁を除くすべて」に変更しました	
		短鎖塩素化パラフィンのしきい値レベルを製品レベルから均一レベルに変更しまし	
		た。	
		紛争金属の要件を追加   表1から表2に移動:電池のカドミウム、六価クロム、鉛、水銀、PBB、PBDE、PVC /	
		及1から表2に参勤:電池のカドミウム、八価グロム、転、小蔵、PBB、PBDE、PVC/PVDC および過塩素酸塩の電池要件	
	表 2	PVDC のよび週塩素酸塩の電池安什 意図的な添加された鉛の禁止を削除	
	12 2	ボタン電池に水銀を意図的に使用しないという要件を追加	
		新争金属の要件を追加 (1997年) (	
	Appendix B	すべての「または存在することがわかっている」しきい値レベルに脚注#3 を追加	
	преник в	「臭素化難燃要件」を「難燃剤」に変更し、含まれる化学物質のリストに塩素化難燃	
	表 1	剤を追加し、しきい値レベルを変更	
		DBT および DOT のしきい値レベルに「錫」を追加	
		オゾン層破壊物質に「意図的な添加」のしきい値レベルを追加	
		DecaBDE 要件を意図的な添加または存在することがわかっているものに変更	
		PCT しきい値レベルを重量で.005%に変更	
		紛争金属の要件を追加	
		PVC / PVDC のレポート可能アプリケーションを「すべて」に変更	
		有害廃棄物を表 2 からセクション 6.2.2 に移動	
	表 2		
	Appendix C	すべての「または存在することがわかっている」しきい値レベルに脚注#1 を追加	
		オゾン層破壊物質に「意図的な添加」のしきい値レベルを追加	
		有害廃棄物を表 2 からセクション 7.2.1 に移動	
		紛争金属の要件を追加	
2	Appendix D	追加された DBT コンパウンド	2011年11
		オゾン層破壊物質に「意図的な添加」のしきい値レベルを追加	月 11 日
		PVC / PVDC のしきい値レベルを「意図的な添加」に変更	
	Appendix E	「難燃性要件」を「難燃剤」に変更し、難燃剤表に塩素化難燃剤化学物質を追加	

Ver.	Section	変更内容	日付
		追加のクロム化合物(CAS 49663-84-5 および CAS 11103-86-9)を追加、PBB 物質	
		(CAS 13654-09-6)を追加	
		JIG 4.0 にリストされていない塩素化ポリエチレンを削除	
	すべて	EKSP-1614(機器のコダック HSE 仕様)、EKSP-1636(物品/化学製品のコダック HSE 仕	1
		様、および梱包用の EKSP-1594(コダック HSE 仕様)を1つの文書にまとめました。ま	
		たは文法の変更	
		「機器」という用語は、JIG との一貫性を保つために「電気技術」に変更されました。	
		範囲に変更はありません	
	5.0	5.4。単一樹脂および手動分離の要件	
		すべての製品の一部のトピックを報告する要件を廃止し、代わりにコダックは製品の	
		使用に基づいて情報を要求します(セクション 3.6 を参照)	
		5.7.3。大規模な業務用オペレーティングシステムの音圧レベルを 80 から 77 に、プラ	
		イベートオフィスシステムまたは家庭での使用で 60 から 55 に低減	
		5.7.4。Energy Star カテゴリの例から外部電源を削除	
		外部電源の要件を追加	
		製品にステータス表示がない場合、消費電力をオフモードで 1 から 0.5 に、スタンバ	
		イモードで 2 から 0.5 に減らしました。	
		■他の要件の範囲に該当しない製品に適用される要件を追加しました ■ ************************************	
		Appendix A に制限事項が記載されているため、バッテリーセクションの重金属および	
		PVC / PVDC 要件を削除 ************************************	
_		消費者向け製品の取り外し可能なコインボタンセルの要件を追加	2011年11
2	6.0	6.0 有害廃棄物をセクション 6.0 から Appendix B に移動 6.2 Appendix B(制限物質)からセクション 6.2(宣言を必要とする物質)に SVHC とナ	月 30 日
		d.2 Appendix B(耐成物質)がらセクション b.2(亘音を必安とする物質)に SVRC と) ノ物質を移動	Э 30 🗅
		■ 2 初員と移動 ■ 6.6。更新された紙と印刷物の要件	
		■ 6.7。単一樹脂および手動分離要件を追加	
		■ 6.9。すべての製品の一部のトピックを報告する要件を廃止し、代わりにコダックは製	
		品の使用に基づいて情報を要求します(セクション 3.6 を参照)	
	7.0	7.4。トルコと台湾を追加	
		7.7。すべての製品に関するいくつかのトピックを報告する要件を廃止し、代わりにコ	
		ダックは製品の使用に基づいて情報を要求します(セクション 5.8 に従って)	
1	8.0	8.4。紙ベースのパッケージングの要件を更新	2010年11
		8.6。分離可能なパッケージングの要件を追加	月 10 日
		8.7.3.A. 欧州議会および理事会指令 94/62 / EC の第 9 条に既に記載されている「必須要	
		件」に関する情報を削除	
	Appendix A	要件列をレポート可能なアプリケーション列に置き換えました	
		消費者製品のラベル表示要件を引き起こす可能性のある情報を収集するために、製品	
		の総重量の 600ppm を含むように鉛/鉛化合物のしきい値を変更しました	
		表面コーティングの鉛および子供用製品の鉛の品目を削除しました	
		意図的な添加された鉛の制限を含むように、バッテリーの鉛のしきい値を変更しまし	
		te	
		JIG 101 Ed との一貫性を保つために、次の物質/カテゴリー名を追加、削除、または名	
		前変更しました。3.1	
		ODS カテゴリと変更されたしきい値レベルの組み合わせ	
		トリブチルスズ(TBT)およびトリフェニルスズ(TPT)を三置換有機スズ化合物に置	
		き換え	
		DBT と DOT を追加しました	
		PFOA および PFOA 塩を削除	

Ver.	Section	変更内容	日付
		酸化ベリリウムを削除	
		SVHC であるフタル酸エステルを宣言する要件はセクション 5.2 にあり、子供向け以外	
		の製品のその他のフタル酸エステルに制限はないため、6 つの特定のフタル酸エステ	
		ルを削除しました。	
		2 つの異なるレポートアプリケーション用のホルムアルデヒド用の 2 行が含まれてい	
		ます	
		セクション 5.2 に要件があるため、Appendix から SVHC を削除しました	
		ナノマテリアルを削除	
	Appendix B	要件列をレポート可能なアプリケーション列に置き換えました	
		報告可能なアプリケーションの範囲に起因する変更のため、表 2 のカテゴリーにのみ	
		ではなく、表1に具体的に以下を記載してください。アスベスト、DBT、DOT、フマル	
		酸ジメチル、フッ素化温室効果ガス、ニッケル、「フェノール、2-(2H-ベンゾトリア	
		ゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)」、PCB、PCT、ポリ塩化ナフタレン、	
		放射性物質、短鎖塩素化パラフィン、三置換有機スズ化合物、TBTO、トリス(アジリ	
		ジニル)ホスフィンオキシド、トリス(2,3-ジブロモプロピル)リン酸	
		SVHC およびナノ材料を Appendix B(使用制限物質)からセクション 6.2(宣言が必要	
		な物質)に移動しました	
		有害廃棄物をセクション 6.0 から Appendix B に移動	
		SVHC であるフタル酸エステルを宣言する要件はセクション 6.2 にあり、子供向け以外	
		の製品のその他のフタル酸エステルに制限はないため、6 つの特定のフタル酸エステ	
		ルを削除しました。	
		現在の製品ポートフォリオには一般的な用途がないため、ビスフェノールAを削除	
	Appendix C	要件列をレポート可能なアプリケーションに置き換えました	
		懸念物質も表 2 に報告対象アプリケーションの範囲に含まれているため、表 1 を削除	
		REACH 規則(EC)No 1907/2006 の付属書 XVII で制限されている状況を追加	
		ナノ材料を Appendix C(使用制限物質)からセクション 7.2(宣言が必要な物質)に移	
		動しました	
		有害廃棄物をセクション 7.0 から Appendix C に移動	
		現在の製品ポートフォリオには一般的な用途がないため、ビスフェノールAを削除	
	Appendix D	要件列をレポート可能なアプリケーション列に置き換えました	
		パッケージングでの使用が一般的ではなくなったため、使用制限物質から PFOS および	
		臭素化難燃剤(PBB および PBDE を含む)を削除	
		クラス II オゾン層破壊物質のしきい値を 1000 ppm から 0 ppm に変更	
		制限付き資料に追加:	
		フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)および特定の代替品	
		ポリ塩化ナフタレン(PCN)(3 つ以上の塩素原子)	
		ポリ塩化テルフェニル(PCT)	,
1	Appendix E	JIG 101 Ed 3.1 と一致するように更新	2010年11
			月 10 日